

会

議

午前 10 時 0 分開会

- 議長（小泉孝敬君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、令和2年6月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届出のありました議員は、6番 佐々木清和君であります。

会期の決定

- 議長（小泉孝敬君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月9日までの7日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は7日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

会議録署名議員の指名

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番 江田邦明君と2番 中村 敦君の両名を指名いたします。

諸般の報告

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分事件の報告があり、その写しを配付しておりますので、

御覧ください。

同じく市長から、第2期下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略計画、下田市将来人口ビジョン(令和2年3月改訂)、下田市水道事業及び公共下水道事業における未処分利益剰余金の処分に関する説明資料、市民保健課長から、第3期下田市健康増進計画、第2次下田市歯科口腔保健計画、第3次下田市食育推進計画、学校教育課長から、第2期下田市子ども・子育て支援事業計画、下田市福祉事務所長から、第4次下田市地域福祉計画の送付がありました。議席に配付してありますので、御覧ください。

また、昨日までに受け付けた陳情書は、1件でございます。

日本国民救援会静岡県支部会長、阿部浩基氏から送られてきました。国に対し、「再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書」の採択、提出を求める請願(陳情)であります。1件の写しを議席に配付してありますので、御覧ください。

次に、今定例会に市長から、提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読します。

係長。

○庶務兼議事係長(中堀啓司君) 朗読いたします。

下総行第97号。令和2年6月3日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市長、福井祐輔。

令和2年6月下田市議会定例会議案の送付について。

令和2年6月3日招集の令和2年6月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第7号 専決処分の承認を求めることについて(下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について)、報第8号 令和元年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、議第30号 市道大賀茂青市線の路線変更について、議第31号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第32号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第33号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第34号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第35号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第3号)、議第36号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

下総行第96号。令和2年6月3日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市長、福井祐輔。

令和2年6月、下田市議会定例会説明員について。

令和2年6月3日招集の令和2年6月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 福井祐輔、副市長 土屋徳幸、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 鈴木光男、統合政策課長 平井孝一、総務課長 日吉由起美、教育委員会学校教育課長 糸賀浩、教育委員会生涯学習課長 鈴木美鈴、防災安全課長 土屋 出、税務課長 佐々木雅昭、監査委員事務局長 永井達彦、観光交流課長 長谷川忠幸、産業振興課長 樋口有二、市民保健課長 井上 均、福祉事務所長 須田洋一、建設課長 白井達哉、上下水道課長 土屋武義、環境対策課長 高野茂章。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として議場内の説明員を減らしております。議場内に入り切らない説明員については議場外にて待機している旨を申し添えます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 以上で諸般の報告を終わります。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされています。

このたび、市長から選出すべき議員のうち1人、町長から選出すべき議員のうち1人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人の計5人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、市議会議員区分から選出すべき議員において候補者が4人となり、選挙すべき人数を超えたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、静岡県の全ての市議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、下田市議会会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、下田市議会会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、選挙結果の報告については、下田市議会会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

本日、新型コロナウイルス感染症対策として議場入り口を開けています。議場の閉鎖はしません。ただいま議席に座っている議員を出席議員とします。

ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 鈴木 孝君と4番 渡邊照志君を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿の配付〕

- 議長（小泉孝敬君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 配付漏れはないものと認めます。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

- 議長（小泉孝敬君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

- 議長（小泉孝敬君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票執行〕

- 議長（小泉孝敬君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

3番 鈴木 孝君及び4番 渡邊照志君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

- 議長（小泉孝敬君） お待たせいたしました。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票

このうち、有効投票 11 票

無効投票 1 票

有効投票のうち、土 屋 秀 明 君 8 票

佐 山 正 君 1 票

渋谷 英 彦 君 0 票

高 木 理 文 君 2 票

以上のとおりです。

一般質問

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は3名であり、質問件数は7件であります。

通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番、1、新庁舎の入札延期と諸問題について。2、夏季繁忙期のコロナウイルス対策と海水浴場の安心安全について。

以上2件について、2番 中村 敦君。

〔2番 中村 敦君登壇〕

- 2番（中村 敦君） 2番、令和会、中村 敦です。議長通告に従い、順次、趣旨質問させていただきます。

最初に、新庁舎の入札延期と諸問題についてです。

5月23日、伊豆新聞にて「新庁舎、コロナ対策で入札延期」と載りました。5月は本来で

あれば、もし1月の入札で順調に落札されていれば、契約し、発注され、工事が始まっていたところの時期でございます。ですので、この入札延期は本当にコロナのせいですか。唯一落札した機械設備業者はどうなるのですか。そのような素朴な市民の疑問に私は答えることができませんでした。

また、事実、新聞掲載の記事は、その前日の全員協議会での当局報告を受けてのことではありますが、同時に当局からはこんな報告もありました。国道414号から新庁舎への進入路に変更がある。位置指定道路について開発区域に変更があると。巨額の費用と労力をかけて進めてきた新庁舎建設事業ですが、ここへ来てコロナウイルスとは無関係に、どうにも腑に落ちない点多過ぎるとの市民の声を受けて、改めて市民に対してしっかり説明していただきたいとの思いから、用地取得、開発行為許可、緊急防災・減災事業債の該当有無を含め、一般質問に代えさせていただくものです。

答弁は、市民に対して分かりやすく、ゆっくり丁寧をお願いいたします。

これまでも毎回の定例会において、新庁舎については繰り返し質問と答弁がなされてきた中で、議論も設計も十分な中で、令和2年1月にはいよいよ入札が実施されたわけです。これが不調に終わりながらも、3.5億円の増額と設計変更も、3月定例会においては令和2年度予算案を原案可決といたしました。私は努力と説明が足りないということを理由に反対いたしましたけれども、議会としては原案可決。その理由は、一日も早い安心・安全な新庁舎建設と移転、これこそが民意なのだと。そのためには令和2年度内に着工しないと使えなくなる緊防債、これは東日本大震災後の復興支援を主目的とした事業債で、これを全国に拡大したものでございますが、簡単に言えば、市が30%を負担し、残り70%を国が負担してくれるという非常に有利な事業債、これを是が非でも使わなくてはならないというスケジュールも勘案しての原案可決であったと理解します。

しかし、その2か月後の5月の全員協議会においては、新庁舎には入り口が決定していないとの衝撃の事実が報告されました。進入路として計画した私道、これは国道沿いの分譲地のための道路ですが、これを進入路として兼用しての使い方に所有者の承諾が得られず断念し、開発区域から外すと。そして、その私道に接する形で同じく進入路として計画した民間駐車場は代替地が確保できず、用地買収に失敗し、当面は賃貸借契約でしのぐ見込みであると。戸建ての建築確認申請でも入り口がなければ、これは通りません。市役所ともなれば、建設候補地となったならば、その入り口を最優先に用地取得し、それから本工事の用地取得に入るものと認識しますが、質問させていただきます。

今の今まで進入路が確定できていない現状について、どうお考えでしょうか。

また、進入路が賃貸借契約地という不安定さでは、安心・安全な庁舎とは程遠いと思いますが、それでもよいとお考えでしょうか。

そして、進入路も決まっていなかった中での1月の入札時には、開発行為許可と建築確認は取れていたのでしょうか。1月の入札では機械設備工事は落札されたものの、建築工事と電気設備工事で、約4億円もの差額で不調に終わりました。しかし、当局は時間と労力をかけたその設計に絶対の自信を持って入札に臨まれたはずで、それが不調に終わったなら、参加資格条件やエリアを変えて、なぜすぐに、すぐには閲覧期間を経て3月でも4月でも再入札を実施しなかったのですか。

また、入札を7月から12月に延期と言いました。1月に落札した業者は、さきの入札の仮契約の中でスケジュールをしていると思います。工期変更によって機械設備工事落札業者との契約はどうなるのでしょうか。補償問題等、費用発生についてはどうなっているのでしょうか。

また、7月に予定していた入札を12月に延期したことによる新たな費用についてはどのようなになっているのでしょうか、お答えください。

次に、夏季繁忙期のコロナウイルス対策と海水浴場の安心安全についてです。

湘南海岸の藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、大磯町、平塚市、葉山町、つまり全域で、また静岡県内の主要海水浴場で海水浴場開設を断念する発表が聞こえる中、下田市では海水浴場を開設する方向で準備していくという方針を打ち出しました。コロナも怖い、地域経済があつての生活という考えの下での英断だと高く評価いたします。

ただし、市は条件として、首都圏地域の特定警戒都道府県で緊急事態宣言が解除されていること、市民及び来遊客が安心して遊泳できるよう管理運営体制が整っていること、これを条件としています。当然のことと理解します。

冒頭の近隣の状況からして、下田での海水浴場開設においては、例年よりも多くの来遊客が訪れる可能性があり、その経済効果への期待を喜ぶ声が聞こえます。しかし一方では、持病のある人、高齢者、子育て世代、コロナのリスクが増すことに対する懸念の声の大きいとも言えます。ともすれば観光客がまちを闊歩し、市民は不要不急の外出を自粛せざるを得ないような状況になるのではないのでしょうか。

そこで問うものです。例えば通学バスでのリスク回避では、市内中学校は8月8日から8月23日までが夏休みですが、それ以外の7月下旬と8月下旬は混雑期と重なり、観光客でい

っぱいのバスに中学生は乗らなくてははいけません。臨時スクールバスの運行の要望や保護者の送り迎えを原則にするなど保護者からの様々な声が聞こえますが、この通学のリスクに対しては、市はどのように計画しているのでしょうか。

また、ホテルや旅館で一人でも、あるいは集団感染が発生した場合の市の対応について、例えばライフセーバーに発熱者が出て活動を停止したような場合にも、海水浴場の運営についてはどのように計画されていますか。

また、感染者が出て市内インフラが麻痺したり、メディカルセンターが満床になることも想定される中で、メディカルセンターや消防、つまり救急車の運用についてどのように協議がされておりますか。

この辺りをしっかり市長の口からメッセージを出さないと市民は安心できず、笑顔で観光客をお迎えすることができません。ともすれば県外ナンバーへの嫌がらせ行為やホテル・旅館への苦情が殺到するなどの事象が発生する可能性があります。夏季繁忙期にコロナ対策を含め、海水浴場での安全確保と市民を守ることにについて、どういう計画なのか、市民の疑問として問うものです。

次に、安心・安全の担保なしに海水浴場は開設できないと条例に定められておりますが、反社会的勢力とされる業者らによる条例違反行為が常態化している白浜大浜の子供たちや家族連れの安心・安全対策についてはどう考えていますか。

昨年は時間と労力をかけてパトロールを実施してくれましたが、成果はどのように評価しておられますか。端から見れば昨年と同様のことを実施しても効果が薄いと言わざるを得ませんが、昨年の反省を踏まえて、今年はどのように対策を強化してくれるのでしょうか。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、新庁舎の建設の件につきましては、入札の時期を12月に延期したのはコロナ対策のためでございまして、ほかの理由はございません。皆さん、御承知のように、市の財政が逼迫しておりまして、財政調整基金が僅か2億円しか残っていないということでございます。この2億円というのは、昨年度の実績を見れば、台風15号と台風19号の襲来によって市の施設が損害を受けました。その修復のために2億円かかっております。そういう観点から、少なくとも緊急事態のために2億円は取っておきたいということでございまして、そし

たら、ほかにそれじゃコロナ対策で使うところはどこなんだというふうに財源を調べたところ、やはり新庁舎の建設のためにつけてあります財政調整基金から出した資金、あるいはふるさと納税から出した資金、そういうところを凍結して、コロナ対策に使用したいということでございます。そういうところを御理解していただきたいというふうに思います。

次に、手続上の話でございますが、これは許認可を受けるための今、手続中でございますので、私は特に問題ないというふうに聞いておりますので、今年度着工に向けて、これは緊急防災・減災事業債が今年度中に着工すれば効力維持するということになっておりますので、今年度着工を目指して進めていきたいというふうに考えております。

次に、夏の海水浴場の開設についてでございますけれども、今、いろんな問題点があるかと、開設の条件をクリアできる、安全・安心を確保できるかどうかということは今、担当の部局、あるいは各区と連携しながら、あるいは各機関と連携しながら、その問題を解決するために努力をしているところでございます。そういった観点から、また中村議員からもお知恵を拝借できればというふうに思っておりますので、また6月中旬までにはしっかりとしたものを、その問題点に対する対策も含めて、市民の皆様へ安全・安心を確実に確保したんだというところをメッセージとして発したいというふうに考えております。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。
- 統合政策課長（平井孝一君） それでは私のほうから、新庁舎の入札延期と諸問題について、補足してお答えさせていただきます。

まず開発許可、建築確認申請なしの入札の実施についてでございます。開発許可、建築確認なしの入札実施は可能でございますが、これまでも議員の皆さんからの意見がございましたとおり、本来であれば開発許可と建築確認は工事实施に際する確実性を考慮し、入札前に許可を得ていることが望ましいと考えているところでございます。しかしながら、当時、予算の裏づけである緊急防災・減災事業債において、工事完了分が対象範囲であったため、早急に着手し、緊急防災・減災事業債の対象工事分の完成を目標に入札を実施したところでございます。

また、工期変更による機械設備、一部落札業者の話についてでございますが、議員も御存じのとおり、予算上、一度なくしておりますので、仮契約自体は失効している状況でございます。費用としては発生していない状況でございます。

あと1月の不調に当たり、再入札しなかったことについてですが、新たに再入札すればと

いう御意見だと思います。その際、3月定例会でも御説明させていただきましたが、特に建築工事については金額乖離が大きかったため、積算内容の精査が必要と考えて判断したものでございます。

また、進入路の賃借についてですが、こちらは5月22日の全員協議会で説明させていただいたところでございます。賃借予定の民間駐車場部分については、議員御存じのとおり、代替地を用意した上、交換で取得する予定でありましたが、代替として交渉を行った用地所有者様の最終的な御意向を考慮して、代替用地としての売買はこれ以上望めないものと判断し、民間駐車場の用地の所有者様と直接交渉し、売買ではなく賃貸という形で了承を得たところでありまして、将来的には代替地を用意して取得する方向で考えております。

また、開発行為申請につきまして、この土地については当初より同意は頂いており、借地であっても申請に問題がないものと考えております。

なお、前回、賃借契約に必要な予算については7月の臨時議会開催をお願いして審議していただきたいと考えているところでございます。

入札延期による新たな費用は、延期自体で発生する費用はないと考えているところでございます。

私からは以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。
- 学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、子供の通学によるリスク回避を市はどう計画しているかという部分についてお答えをさせていただきます。

通学バスに伴うリスク回避につきましては、公共交通機関を利用する児童生徒に対しまして、文部科学省通知、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づく接触感染対策として、乗車時のマスクの着用、降車後は速やかに手を洗う、乗車中に顔はできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどの基本的対策を各学校において指導し、実施しているほか、保護者の意向によります自家用車での送迎も可能とする予定でございます。また、学校では今後の状況に応じ、バス時刻に合わせた時差登下校も検討をしているところでございます。

夏季繁忙期におけます登下校の時間帯の乗車率等の数値は確認できておりませんが、バス会社からの聞き取りでは、観光客は午前中、白浜方面へ向かう方が多く、午後は下田駅に向かう方が多いということで、登下校に伴う生徒の通学利用とは反対方向への利用が多く、観光客の同乗者は少ないとのことでした。なお、バス会社では感染予防対策としまし

て、1便ごとに車内の消毒を実施し、できる限り窓を開けて運行をしているとのことでございます。

私からは以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（長谷川忠幸君） 観光交流課でございます。

議員から夏季繁忙期のコロナウイルス対策と海水浴場の安全安心についての中で、ライフセーバー、条例違反の2点について御質問を頂いておりますので、順次答えさせていただきますと思います。

今年の下田市海水浴場開設に際しましては、例年取り組んでおります海水浴場の良好な環境の保持及び危険防止に加えまして、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑えていく必要がございます。そのため、下田市海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドラインの策定を進めているところでございます。

議員御質問のライフセーバーに関しましても、当然感染防止の観点から活動、生活環境、日常の体調管理などにつきましては万全のサポート体制を整えてまいります。

また、発熱などの症状が出た場合の対応につきましても、賀茂保健所に確認したところ、不特定多数の海水浴客と接触を持つことが想定されるため、ただの発熱であっても静岡県の一環として運営する帰国者・接触者相談センターに問い合わせ、状況に応じ指示を受けるようにとの回答を得てございます。発熱者が発生することも想定し、そうした場合でも活動がストップしないような体制の構築に向け、ライフセービング協会や関係機関と協議を進めているところでございます。

続きまして、昨年度の白浜大浜海水浴場の違法業者対策につきましては、警察立入所、夏期海岸対策協議会詰所を8月11日から8月31日まで浜地内に設置しました。7月、8月の延べ20日間におきまして、平日は原田支部と観光交流課職員、休日には市長以下、課長職のパトロールを警察官にも同行頂き、さらに中村議員をはじめ、議員有志の方々にも御協力を頂き実施をしてございます。パトロールでは禁止行為に対し注意やチラシによる警告などを行うとともに、海水浴場開設日の前日に海岸周辺の各店舗への浜地での営業行為禁止周知チラシの配布、原田区の駐車場等において違法業者からのパラソルなどのレンタルやデリバリーの利用に対する注意喚起のチラシ等を行ってございます。

昨年の対応により問題解決が図られたとは考えてございませんが、例年以上の対応により一定の効果を得たと考えてございます。したがって、それらの活動を継続していくこと

によりまして、違法業者の抑制につながると考えてございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） 私からは、メディカルセンターが満床になることも想定される中での医療関係の対応でございます。

医療提供体制の病床の確保及び患者の受入れ調整などにつきましては、主に静岡県での対応が基本となっております。賀茂圏域 1 市 5 町の第 2 次感染症指定医療機関は下田メディカルセンターが指定されており、新型コロナウイルス感染者は感染症病床 4 床での引受けとなっております。万が一、患者数が増加し、感染症病床で収容し切れない場合、重症化された場合などにつきましては、賀茂保健所による他への移送、もしくは消防組合による救急搬送のいずれかにより、圏域を超えての感染症病床の利用の調整が行われることになります。

また、静岡県では国の方針を受け、今後、地域で患者数が大幅に増えた場合には、病状が軽い方、こちらにつきましては宿泊施設を利用した療養を検討しております。現在まで静岡県内で155室確保したという情報を一応得ております。

下田メディカルセンターの感染予防対策といたしましては、入院患者への家族等を除く面会の禁止措置、外来受付、薬局、売店の飛沫感染防止シートの設置、来院患者への玄関での検温の実施、出入口の制限による動線の確保、待合室の着席間隔の確保、各部署での備品等の消毒の徹底、外来リハビリと入院リハビリの実施空間分けなどに取り組んでいただいております。7 月から 9 月の夏期を迎えるに当たり、来院者への玄関検温を効率よく実施可能なサーモグラフィーのレンタルなど、繁忙期対応を現在検討しているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染者の窓口となる賀茂保健所との密接な連携の下、賀茂圏域における基幹病院の役割として、国及び県から情報提供に注視しつつ、患者の受入れ及び院内感染対策、必要とする医療資機材の確保、それから守秘義務等に万全な体制で臨まれるよう調整をしているところでございます。

市といたしましても、市民の皆様が安心できるよう、体制の確保に臨んでまいります。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、市長からのメッセージ、市民を守ることに
ついて、消防との協議についてをお答えさせていただきます。

市民の皆様には、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて御協力をお願いすることになり、大変心苦しいところではございますが、社会活動の回復にも努める必要がありますので、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針にありますように、一定の移行期間、おおむね3週間ですけれども、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら段階的に宣言を緩和してまいります。

市内の経済活動の維持も非常に重要でありますので、新しい生活様式の定着など、国、県の方針に基づき徹底した感染予防対策を行うとともに、3つの密を避け、社会経済活動などへの取組を市長からメッセージとして広報、メール、回覧等で発信していきます。

消防署との協議については、下田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議のメンバーとして参加していただいております、連携を取っています。

新型コロナウイルス感染症の市民周知には、広報紙をはじめ、ホームページ、市民向けメール配信、フェイスブック等により市民の皆様迅速で分かりやすい情報の発信に努めておりますが、自治会未加入の方や高齢者をはじめパソコンを使い慣れていない方への情報発信が課題となっておりました。より多くの方に周知するため、日々情報が変動する新型コロナウイルス感染症に関する情報については、ホームページやメール配信及び同報無線に加え、テレビ、新聞各社等の報道機関に御協力を頂き、情報発信に努めたところでございます。

また、大型連休前の4月27日と静岡県緊急事態宣言が解除された5月15日には、有線放送会社SHK、小林テレビさんの御協力により市長メッセージを収録し、数日間にわたり放映していただいております。個々の予防方法など、手に取って確認してほしい内容については、回覧やチラシを活用し、市民の方の不安、心配事に対応できるよう市民相談も実施しています。国の対策の中で打ち出している新しい生活様式については、大変周知が必要で、節目の時期と考え、ホームページ、メール配信に加え、5月18日には回覧の各戸配布7,500枚及び新聞折り込み1万2,500枚を組み合わせ、約2万枚のチラシを市民周知として配布させていただきました。今後は各種教室や相談等を実施することになれば、対面して伝えたい方に合わせた周知もしていきたいと考えております。

今後も市民の立場に立ち、より迅速で効果的な周知方法を検討しながら、伝えたい方に届く情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。
- 2番（中村 敦君） ありがとうございます。

進入路の借地という問題についてですが、借地でもできるんだと、確かにそうかもしれませんが。しかし、例えば道路を造るとして、最後まで承諾してくれない地主というのは恐らくどこにもいると思うんです、どこの道路を造るにしてもあると思うんですが、それでも何とか説き伏せて、お願いして、買収するのが仕事じゃないんでしょうか。市長は候補地を決めてから、この間、仕事をしたと言えるのでしょうか。市役所、つまりお城の入り口が賃貸でいいと本当に考えているのでしょうか。また、賃貸、賃貸と言いますが、いまだ契約を結ばれていないと思うのですが、その契約書の契約期限や更新、それはどのような内容になっているのでしょうか、契約書は見せていただけますか。

それから、開発許可と建築確認についてですが、何しろ進入路もないのに入札をしたということで、随分思い切ったなと今になって思うわけですがけれども、そして、この開発許可申請を3月に取り下げていると思いますけれども、7月入札から12月入札に延期したのは5月のことでございまして、なぜ3月に取り下げる必要があったのか。3月議会で予算を通したばかりです。これ取り下げたのは議会の後でしょうか、前でしょうか。

また、進入路について民間駐車場を借りて対応すると、これだと既存の分譲地入り口の私道と非常に近い入り口となる。これが紛らわしいと私は思うのですけれども、要するに414号から2つ道が近いところにあるということで非常に紛らわしい。また、蓮台寺駅前交差点により近づくことになるわけですがけれども、渋滞のおそれなど勘案されると思いますが、その辺、警察との協議はされたのでしょうか。これは開発許可に絡んでくることだと思いますので、その辺、協議があったら教えてください。

それから、再入札の件ですがけれども、金額差が大きかったと、だから再入札はしなかったと言うんですが、30億円で造ると断言した中で臨んだ入札で不調であったなら、その金額で何が何でも請け負ってくれるところを探すのが、これが筋じゃないんでしょうか。でなければ、設計が間違いだったと認めていることにほかならない。つまり3.5億円の税金の無駄遣い以外の何物でもないと思うのですが、そこをどうお考えでしょうか。仮に1月に晴れて落札されていたら、これは速やかに工事着工できたんでしょうか。

また、予算に関連して、緊防債について、この該当要件について問いますが、市民の皆様、御承知のように、緊防債ありきの30億円、つまり70%が国が負担してくれるから、そういう大前提の下での一大事業計画なわけです。既に建築と用地取得の部分で、緊防債の令和元年度分として2億2,680万円をもらっております。これは稻生沢川の新たな洪水浸水想定が発表される前の決定によるもので、このまま何事もなければすんなり適用されるものだと思います。

ます。しかし、令和元年3月15日、新しい洪水浸水想定が発表された中で、新庁舎は浸水域となり、当然事情は変わってくるものと思います。何しろ防災・減災事業債ですから、元は津波対策の事業債とはいえ、そして新庁舎設計後とはいえ、浸水想定区域に想定されたわけです。県も指定した以上は、これが仮に千年に一度であっても、何の対応もなしに緊防債を適用してくれるとは、これは常識的に考えられません。

令和元年12月に市民による公開質問、令和2年1月に沢登議員、進士濱美議員、そして私とで浸水対策の要望書などを出しましたが、これを受け、軽微な設計の変更により、もともと災害に強い設計をさらに強いものにしていただいた経緯がありますけれども、それは庁舎の建物と設備の防災・減災です。本当にリスクを認識し、リスクを負わなければいけないのは庁舎に通う職員であったり、その家族、あるいは建設によって何らかの影響を受ける地域住民なのです。そこを無視して緊防債の適用はあり得るのか。この部分のリスク管理に対して、国や県と緊防債該当の条件、起債の同意について協議がされましたか。されていたなら、その内容はどのようなもので、5月の入札を12月に延期すると発表した時点で満たしていない条件はあったのでしょうか、お答えください。

それから、夏季繁忙期のコロナウイルスと海水浴場についてですが、非常に御丁寧な答弁をありがとうございます。

まず、市民保健課長が言っていたような、メディカルセンターと、それから救急車の対応、軽症者は宿泊施設で隔離できる、あるいは県で病床を確保されているので、重症化すれば賀茂保健所や救急車で運んでいただけるんだということで非常に安心するものですが、この安心感をぜひ市民に与えてあげてほしいんです。市民は素朴ですので、メディカルがいっぱいになったら私たちは行くところがないんだと、自分たちで静岡の病院まで行かなきゃいけないらしいと、そう思っておりますので、そういうところをしっかり発信しないと、市民は安心して観光客をお迎えしてくれません。ぜひお願いしたい。

それから、防災安全課長からは、とにかく市民周知を徹底するのだという部分を言っていました。ぜひ、市民が求めているのは市長の下田のメッセージです。県がこう言っていますよ、保健所がこう言っていますよと、これが国の指針ですから従ってくださいではないですよ。市長のメッセージを求めているので、ぜひこれからも継続してほしいんです。

昨日、東京で東京アラートが出まして、レインボーブリッジが真っ赤かになりました。例えば夏期の海水浴場開設時において、静岡県、あるいは首都圏でまた緊急事態宣言が再発

出されたときには、海水浴場の開設についてどのようになるのか、これを宿泊業者が心配しております。宿泊業に休業要請が出たりするのか、その辺、心配しておりますので、ぜひ方針をお答えください。

それから、海水浴場の設置は、最終的には6月の中旬に決定するんだということになっておりますが、海水浴場を設置しないということは、僕はあり得ないと思うんですね。なぜかといえば、白浜で闊歩する条例違反業者、これは海水浴場条例の中での違反業者です。つまり海水浴場条例に基づいて海水浴場を設置しなければ、違反でも何でもなくなるわけです。堂々と大いに商売することになりますので、海水浴場は設置しなければ、この違反業者を違反業者として取り締まることはできないんです。難しいところですが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。例えば東京で緊急事態宣言が出て海水浴場を設置しないんだと、設置しなければ違反業者が正当業者に変わって堂々と商売していいのか、その辺についてお答えください。

それから、一昨日でしょうか、若手の宿泊業関係者らでつくる宿泊業のコロナ対策について考える会、ここからコロナ対策の安全対策を図りながら宿泊客を受け入れる、ウィズコロナ対策が市長に提出されたと思います。観光業界も頑張っていますので、ぜひ市長も全力で応える必要があると思います。

ただし神奈川県では、5月27日に海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策ガイドライン、これが発表されました。これがかなり厳しめな内容となっております。例えば海の家のお客さんは全て予約制にしないと、そのような非常に厳しい内容でした。そして、その結果が全ての湘南海岸の市町で海水浴場開設断念ということになったわけですが、こうなっては、また元も子もないわけですが、しかし、しっかり予防対策を取らないと、市民の不安は拭えないわけです。ぜひ海水浴場のこの下田ルール、こういうものを関係団体と協議して、市長、さっき協議していくんだとおっしゃいましたが、ぜひ実効性のあるものを策定して実施していただきたいと思っております。

ちなみに市民の声をいろいろ集約した中での提案と要望が2つございます。マル適マークというのを作ったらどうかと、適応マークですね。例えば西伊豆町観光協会、町商工会、堂ヶ島温泉旅館組合で新型コロナウイルス感染症予防における独自の行動指針、SAVE the NISHIIZU、こういうものを策定したと発表がありました。ポスターやチラシを通じて町民には日常生活での予防を呼びかけ、事業者には業種別に衛生管理行動指針を示し、ウィズコロナにおける営業を手助けするのだと、非常にすばらしい取組だと思います。下田でもぜひこ

ういった取組を実施する中で、1つ提案としては、このマル適マーク、そういうものを何かシールを作って、しっかり衛生管理、感染予防に協力してくれる事業者と、市民に対しても観光客にも呼びかけて、協力事業者にはそういうものを配布して貼っていただく。あるいは市民にも、例えば車に貼っていただいて、そうやって感染予防意識をみんなで広めていったら、観光客にも伝わるのではないかと、そういう御提案がございます。

それから2つ目です。三密を避けるための御提案でございますが、毎年観光協会のホームページで下田の海水浴場遊泳状況という、この小さな表を見ることができます。これは観光客は非常によく見ます。どこの海水浴場が遊泳可なのか、遊泳禁止なのか、そういう情報が非常にアクセスの多いところなんです。ここに遊泳可・不可と、もう一行、駐車場の空き状況について表示していただきたいと思うのです。例えば、毎日朝10時とお昼12時に各海水浴場の駐車場状況について、空きあり、空き少ない、ほぼ満車と、このぐらい大ざっぱでいいと思うんですが、この3段階で表示したらどうでしょうか。これは毎朝、区長と、その日の遊泳可とか不可とかの状況を連絡を取り合っていると思いますので、さほど難しいことではないと思うのです。こうすることで、例えば白浜や吉佐美で大混みし始めたときに、すいてるところにお客さんは流れていくと思います。そういうことで三密を、海岸の、あるいは駐車場の、あるいはシャワー、トイレなどの三密を避けることが少しでもできるのではないかと。

また、鍋田浜海水浴場や外浦海水浴場、ここは駐車場が少ないんですが、すばらしい浜なだけにすぐにいっぱいになります。例えば去年、台風で大きな浜がほぼほぼ遊泳禁止になったときには、鍋田浜と外浦、九十浜などは駐車場が大混雑。駐車場が大混雑というよりも、そもそも鍋田浜は駐車場が数えるほどしかありませんので、そこに白浜で泳げなかった何万人もが押し寄せたわけですから、それは大混雑になります。そういったものをほぼ満車ですよという案内を、表示を出すことで回避できるんじゃないかと。観光客も無駄な時間を使って渋滞に突っ込む必要がなくなるのではないかと思いますので、この2つ目、駐車場の空き状況について、遊泳状況と一緒に表示していただきたい、この2つを要望するものですが、御検討の余地はございますでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（小泉孝敬君） 質問者にお尋ねします。ここで15分まで休憩したいと思います。よろしいですか。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時 6分休憩

午前 11 時 15 分再開

- 議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

それでは、当局、答弁。

市長。

- 市長（福井祐輔君） それでは、進入路、庁舎建設の件についてでございますけれども、市長の決断というのは非常に重いものだというふうに思っております。最終的な決断の機関であるということでございまして、それまでは担当の各課で、あるいは副市長以下で実務のほうは推進してもらっています。その最終的な判断をするために私はいるというふうに思っておりますので、逐次報告を受けながら、私もいろんな意見を述べさせていただくというふうな仕事をやっておりまして、今回の進入路につきましても該当の方とはお話をさせていただいております。賃借でできるという確約をさせていただいておりますので、御安心をさせていただきたいというふうに思います。

次に、コロナ対応でメッセージを出さないのかと、市独自のメッセージを出せということなんですけれども、これは権限に基づく責任というのがございまして、特に緊急事態宣言、総理から県知事に対して緊急事態宣言が発せられましたけれども、市長というのはどういうふうな権限があるのかということでございます。例えば、私は歴史をいろいろ勉強する機会があって、日本の戦前の歴史をひもとくと、1936年2月26日に起きた青年将校による反乱で戒厳令が出されました。そして、日中戦争が勃発する盧溝橋事件の後、近衛内閣が1938年8月に国家総動員法を発令しました。それは全て私権、私の権限を制限するものでありました。緊急事態宣言も、そういった面ではある程度、そういう戦前のような大日本帝国憲法ではありませんので、日本国憲法下の緊急事態宣言、ある程度、私権を制限しなければいけないというところございまして、市長にそれだけの権限があるのかというところがございまして、そういうところを慎重に検討していたところでございます。そのため、やはり県知事の決断が非常に重いということで、県知事の決断に沿うようなものにしなければいけないということで、市として処置をしたわけでございます。

そしてまた、財政が非常に厳しい状況にございますので、補償の問題、これ私権を制限すると補償しなければいけない。そういう観点からも、非常にこれも慎重に検討したわけでございまして、市独自で市民の皆様に感染防止の協力金として、休業要請をしなかった業種の

方々にそれぞれ3万円を協力金として給付させていただくという決断、これは市としての最大の大きな決断だったんじゃないかというふうに考えております。

それでは、あとは担当から答えさせます。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） それでは、私のほうから庁舎に関してですが、賃貸契約書を見せていただけますかという契約書ですが、こちらにつきましては、ちゃんと議会で承認を得た上で契約したいと思っておりますので、現在契約はございません。市長がおっしゃったとおり、所有者様とは協議をさせていただいております。

次にですが、開発行為を取り下げた時期はいつ頃かという話ですが、定例会の前の2月13日に取り下げさせていただいております。その理由としては、入札不調になったことも踏まえて、位置指定道路におきまして、開発行為上の満たす同意は取れていましたけれども、全ての方のといういろいろな諸事情がございまして、取れてないことで、将来的に市道認定するのであれば、全ての方が皆さんが合意して納得した上での必要があったことから、その辺の手続も踏まえてと、あと、また書類的な話で添付してある書類の有効期限等のこともございまして取り下げさせていただいております。

今回、その国道からの入り口が交差点等々で紛らわしい、危険ではないかということでございますが、これは従来より警察とか管理者とも協議した中で、右折禁止という方向で処理を取り、そういった危険性を回避していきたいという考えで進めているところでございます。

繰り返しになりますが、再入札、不調ですぐ入札をやらなかったことにつきましては、3月定例会におきまして、議員の皆さんから様々な意見を頂いたところで、反省するところもございますが、当時、私はあまりにも金額が差が大きいということで、改めて精査して入札したいと判断させていただいたものでございますので、申し訳ございません、御了承をお願いいたします。

緊急防災・減災事業債につきましては、議員御存じのとおり、津波浸水区域内にあり、地域防災計画、津波対策の観点から移動が必要と位置づけられた公共施設及び公用施設の移転に該当するということから、この適用に向けて申請をしているところでございます。それで昨年ですか、稲生沢川の氾濫に伴う想定ということが出ましたので、それに伴う対応として、これまでも議会の皆様に説明させていただきましたが、災害時の指揮系統を担うエリアを浸水外の3階に集約、電気、給排水などの設備を屋上等に設け、浸水する1階部分にあるポンプなどの機器類はかさ上げ等の浸水対策をし、1週間程度の施設機能を維持するよ

うに計画することや、気象予報によるリードタイムやタイムラインを活用した体制づくり、業務継続を構築することを説明し、事業債適用に向けて調整を図ってきました。その中で県から御指摘を得ておりますのは、そのような旨を地域に対して安全性と住民理解を得ることが大事という意見を受けております。その対応としまして、防災安全課とも連携しまして、稲生沢川の最大浸水に伴いハザードマップを作ったところでございますが、今回、コロナウイルスの関係で4月より地域に入って住民説明をすることを考えていましたところですが、今ちょっとコロナウイルスの関係でできない状況でございます。そういった住民への説明をする対応。それで今年度策定の国土強靱化計画というものがございまして、そういった計画と調和させ、新庁舎の防災拠点としての役割を果たしていくということを条件にされていまして、そういった旨を、一定条件をクリアすれば認められるのかなという認識をしているところでございます。

なお、先ほど申し上げましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、1つの県からの課題になっております住民説明会が開催できないことがございまして、また7月の入札を見送ったこともあることから、事業債の申請は2次分の11月頃を予定しているところでございます。

私からは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） 私のほうからは、先ほど御質問のありました医療関係のことなんですけれども、安心感を与えてあげてというふうな御質問だったんですけれども、今現在、かなり落ち着いていますので、先ほどのような答弁をさせていただきました。ただ、今後、海水浴場オープンという形になれば、かなりの来遊客の方がお見えになった場合の医療上の問題点などを現在、医療機関とは今、協議している最中でございますので、いましばらくお待ち頂きたいと思います。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（長谷川忠幸君） 東京アラートのことなんですけれども、現在、緊急事態宣言が解除されることという条件があります。その中で解除されたということで、あと安心・安全、そこが確保できるかということで開設に向けて進めているところです。

東京アラートにつきましては、ちょっと昨日の話でございますので、またその辺は支部と関係機関と協議しながらになるということです。

あと、海水浴場をしなければ違法業者の取り締まりができない、そうであるんですけども、海水浴場を開設すること、海水浴ができるということで海水浴場として設置する。その海水浴場として市がやらないとなったら、占用等できないことになろうかと思います。ただ、しかしながら、できなくても当然、議員おっしゃるように人は来るだろうと。海岸は自由に遊べるということでございますので、その辺の水辺の安全というのは市としてはやっていきたいなということで、その辺も含めまして一緒に並行して対策は取っているところでございます。

あと、考える会が先日、市長のところにはいらっしやいまして、いろいろ御意見を頂いたところでございます。宿泊業者側もコロナの対策を取ると、来ていただく方もコロナの対策を、これだけ取ってますけど、お客様もこれだけ取ってくださいというのを発信しながらやっていきたいということで、なかなかいい意見だと思っています。うち、先ほど答弁いたしましたけれども、海水浴場のガイドラインの中で、その海水浴場利用者に向けて行動例ということで、その辺はちょっと考えておりますもんで、その辺を宿泊業者さんの協力を得て、宿泊者にこういうことで対策を取ってほしいなということで発信したいなということもありまして、その旨をちょっとお願いしたところでもございます。

あと駐車場の関係なんですけれども、駐車場を持っている区の方、区の駐車場に関しましては、議員おっしゃったような対策は取れるのかなということは思っております。ただ、民間の駐車場に対してどうするのかということもありますので、支部長会議等でその辺は協議をさせてもらいたい、そのように考えております。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。
- 2番（中村 敦君） 忘れないうちに海水浴場のほうから行きますが、1つ答弁で漏れている部分は、海水浴場が設置できなくても何らかの安全対策は取ると言ってくれましたが、海水浴場を設置しなければ、条例違反業者が条例違反業者じゃなくなるという、だから大いに営業されてしまうのは、それについてどうでしょうかという部分がちょっと漏れているのでお願いしたい。

それから駐車場については、区の駐車場と民間の駐車場とあるわけなんですけれども、区の駐車場の状況を見れば、大体民間の駐車場の埋まり具合も分かると思うので、空きあり、空き少ない、ほぼ満車ぐらいの目安的なあれでいいと思うんですが、そういう情報を発信してあげたら、これは観光客の利益につながるのではないかなと思いますので、ぜひ前向きに検討

していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから新庁舎ですけれども、まず進入路が今現在、要するに進入路の借地の契約をするには議会を通さないと。つまり当然契約してないと。そして建築確認申請も当然下りていなければ、緊防債の適用に必要な住民の説明会もしていないと。こういう状態で1月の入札をやったわけですね。そして、なおかつ7月の入札できっちりするんだと。市長は令和2年3月定例会の橋本議員の一般質問の答弁で、7月にきっちりと手続が完了したいというふうに考えております。また、それは責任を私が果たすことが政治責任を取るということだというふうに思っておりますので、鋭意、力いっぱい進めていきたいというふうに思いますと、このように答弁されております。しかしですね、今、今日の答弁を聞く限り、進入路の契約書もない、確認申請も取れていない、緊防債の適用の見込みも今現在はないわけですね、住民説明会も、住民の同意も得ていないわけですから。そのような状況で、7月から12月に延期すると言ったのは5月22日の全協ですよ。その時点で、要するに何も条件は整っていないわけですよ。7月に入札とかとんでもない。そういう状況で、だから12月に延期したんだと考えざるを得ないし、誰が見てもそういう状況だと思います。そこについていかがでしょうか。

それから、市長の言っていることは若干矛盾がございまして、コロナのせいで12月に延期するんだと。しかし12月にはきっちり決めて、緊防債の適用の期間には必ず間に合わせると言っていますが、コロナのせいで、コロナの対策資金を捻出するために12月に入札を延期したんだと。じゃあ当然、大きな設計変更が伴わないと捻出できないわけですが、大きな設計変更をしたら、12月までにそれをまた確認申請を取って、開発許可を取って、議会を通して、そういう作業が12月には絶対間に合いません。つまり、12月に入札するのであれば、現設計のままいくしかないんですね。イコール、コロナ対策の資金は捻出ができないということなんです。つまり、7月に入札すらできなかったと。結局できない状況なんだということに対して、コロナは関係ないです、ここは。市長は政治責任を取るんだと言っておりましたが、そこについてどのように取っていただけるのか。

それから、もう一回、夏季繁忙期の話になりますが、何しろ中途半端はよくないと思うんです。一応やるけど、積極的に集客はしないんだとか、やるけども、あまり県外ナンバー来ないでちょうだいと、そういうような状況は非常に一番好ましくない、市民も事業者も戸惑うばかりです。むしろ、市長、権限がいろいろあるとおっしゃいましたが、西伊豆もオリジナルのポスター1枚、僕はこういうことでいいと思うんですよ。そういうものでしっかり感

染予防と衛生管理を、そして医療体制がしっかりしているんだということを発信して、感染者が出たときのリスク管理もしっかり内外にアピールすることで、むしろ下田は日本一安心・安全な観光地ですと、海水浴場なんだと、どんどん来てくださいと、そういうアピールが必要なんだと思います。いかがでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 新庁舎の件につきましては、政治責任とは、入札が終わるのかどうかと、それを見極めて、また30億円以内で契約できるのかどうか、まだ決定していませんので、それを見極めて政治責任を取るべきか、取らざるべきかというところを検討していきたいというふうに思っております。

次に、コロナの件でございますけれども、それはこれから安全・安心を確保できるように、各機関とも調整しながら確実なものにしていきたいというふうに思います。その時点でしっかりとしたメッセージを発したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（長谷川忠幸君） 海水浴場を開設しないとなったら占用も何もできないわけで、議員おっしゃる条例違反業者が来るよと。だけど、占用しないで海水浴場開かないもんで、条例違反業者じゃ市としてはないんですけれども、その辺は白浜大浜につきましては管理者が県でございます。県と調整しながらどうするかというのはやっていきたいなということで、当然、先ほどの繰り返しになりますけど、人は来るよという中で、水辺の安全というところと併せまして、その辺はやっていきたいなということでございます。

あと駐車場ですね。駐車場は確かに議員おっしゃったように利用者の方に親切だということとは分かるんですけれども、ただ、どこまで発信できるかというところが頭にございまして、ここ、先ほども区の駐車場の具合によって分かるんだろうというのは臆測であって、そこが満車だよと言ったとき、空いてるよということも考えられるもんで、その辺は先ほど言ったようにどうできるかということも含めまして、どこまでできるのかと、その辺は協議させていただきたいなということで答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） その夏の駐車場に関しては、ぜひよく協議して、先ほど言ったようなそういう情報の発信は非常に有益だと私は思いますし、市民からそういう要望もございます

ので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから市庁舎については、進入路も確定していない、契約書もない、開発許可も出ていないということが今はっきりしたわけですが、それについて、市長は30億円の予算内に戻すというふうな意思を今見せましたので、ぜひ、何しろ長い時間と労力をかけてきたものですから、しっかり12月にやるならやるで確実な仕事をしていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 30億円以内でやれるかどうかということについて、12月に結論が出るというふうに申し上げただけでございます。なるだけ安くしたいという努力はこれからしていきたいというふうに思います。

また、いろんな諸手続と入札とは並行的に実施しまして、2年度中に着工するように、進めていくようにしたいというふうに思います。

以上でございます。

○2番（中村 敦君） 終わります。

○議長（小泉孝敬君） これをもって、2番 中村 敦君の一般質問を終わります。

次は、質問順位2番、1、コロナ禍におけるリーダーシップと市民に寄り添う姿勢について。

以上1件について、1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

○1番（江田邦明君） 会派は松陰会の江田でございます。

議長の通告に従い、一般質問の趣旨説明をさせていただきます。

初めに、政府は5月25日夜、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を全面解除いたしました。また、第2次補正予算案の概要も示され、今後の取組は、感染予防・拡大防止策を図りつつ、雇用の維持と事業の継続支援策、そして経済活動の回復策を主とするフェーズに移行しつつあります。このコロナ禍に関しては、地域ごとに感染状況や医療体制、経済構造等が異なることから、具体的な対応策については、国は都道府県に、都道府県は市町に判断を委ねる体制になっております。同じ経済圏域である賀茂地域でも、情報発信や休業要請、施設利用、学校教育等について、それぞれの市町で異なるタイミングと異なる内容で対応が取られてきました。

そこで市長にお尋ねをいたします。今後のコロナ対応における市独自の行政施策の内容と

その優先順位、コロナ禍、つまり危機管理下におけるリーダーシップとは何かについてお聞かせください。

次に、さきで開催されました5月臨時会において、議員発議による、下田市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議員間で説明・質疑・討論・採決し、賛成6、反対6の可否同数による議長採決で否決となりました。この発議は、議員の市民に寄り添う姿勢を明確にするとともに、疲弊する市民生活及び市内経済に対する歳出予算の拡充を提案理由としております。同発議については議員間のみでの討議でありましたので、次の3項目について市長の考えをお聞かせください。

1つ、政治家の市民に寄り添う姿勢とは何か。

1つ、市長自身の給与及び期末手当、また退職手当等の削減についての考え。

1つ、副市長、教育長、一般職員の給与等の削減についての考え。

なお、5月18日臨時記者会見で報告のあった三役の給与削減について及び5月27日定例記者会見で報告のあった三役の6月期末手当削減についてと重複する部分もあるかと思しますので、これまでの経過と併せた御答弁をお願いいたします。

以上、コロナ禍におけるリーダーシップと市民に寄り添う姿勢についての一般質問の趣旨説明を終わります。

○議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） まず最初に、リーダーシップの件、これからのリーダーシップでございますけれども、下田独自としては、私は夏の海水浴場の開設が大変下田の、もうこれは大変な大きな問題だと。もし開設できなかったら、もう本当に衰亡の一途をたどるというふうに認識しておりまして、ぜひ夏の海水浴場は開設したいという強い決意で諸問題をこれから解決していきたいと。そのために、そのリーダーシップを発揮をしていきたいというふうに考えております。

しかし、コロナの感染予防のための新しい生活様式になじむということ、そして各業種が発した業者に対するガイドライン、そういうところもしっかりと周知をさせていただいて、実行していただくようにリーダーシップを取っていきたいというふうに考えております。

次に、政治家の市民に寄り添う姿勢とは何かと。非常に寄り添うという言葉にちょっと抵抗があるんですけれども、上から目線のような感じになりますので。私は痛みを分かち合うというふうな言葉を使わせていただきたいんですけれども、やはりこれは私が常々言ってお

りますように、市民の心を我が心として施策を講じなきゃいけないというふうに思っております。そういう意味では公論傾聴で、あるいは先見洞察、そういう考えの下に業務を運営しなければいけないというふうに思います。

今回のコロナ禍の痛みを分かち合うということは、いろんな方法があると思います。政治家それぞれが皆さん、特殊、いろんな事情を考えて、いろんな考えの下に政治活動を行っておられるというふうに思うんですけども、それはお互いに認め合わなきゃいけないというふうに思って、ここはやるべきだということはなかなか言えないんじゃないかというふうに思います。今回の面につきましては、私は痛みを分かち合うということでいろんな方法があるというふうに思うんですけども、例えば自分がもらった給料は使って、経済に寄与する。あるいは、今回のように給与の一部を割いて、そして市の施策に反映していただくと、財源にさせていただくというふうないろんな方法があると思うんですけども、私、任期がもう7月5日で終わりでございますので、そういった観点から、この期末手当で痛みを分かち合うということで提案させていただいております。専決執行させていただいておりますので、よろしく審議をしていただきたいというふうに思います。

次に、副市長、教育長、一般職の給与等の削減についてであります。これは副市長と教育長は特別職でございますので、それぞれの考えに基づいて私は行動していただけるんじゃないかというふうに思っています。一般職員の給与については、私は削減するという意図はございません。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） それでは、今後のコロナ対応における行政施策の内容と優先順位について私のほうから御説明させていただきます。

今後のコロナ対応における行政施策の内容と優先順位についてですが、コロナ流行の長期化は不可避と言われており、現時点で県外から誘客を見込む大規模キャンペーンを行うことはリスクが大きいと考えております。まずは現在、苦境で悩んでいる様々な企業や働き手に対する事業継続や雇用のための対策を進めるため、本定例会におきまして、国民健康保険税の減免条例の改正の議案上程、新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業におきましては、子供たちへの学びを保障させる教育環境整備を第一とした上、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復、強靱な経済活動の構築の段階に応じた施策について補正予算を上程しております。

また、5月27日に閣議決定された新型コロナウイルス感染拡大に対する今年度の第2次補正予算案では、店舗の賃料の支援や企業の財政基盤の強化策などを盛り込み、補正予算としては過去最大の規模と言われております。今後、国や県の動向を注視しながら有益な制度を活用し、市民の皆様の希望に沿える施策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。
- 1番（江田邦明君） 答弁漏れということで、時間の算出には入れていただきたくないと思います。退職金等の手当の削減についてのお考えがあるかについて答弁がございましたので、確認をお願いいたします。
- 議長（小泉孝敬君） 市長。
- 市長（福井祐輔君） 退職手当の減額については、これから考えさせていただきます。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。
- 1番（江田邦明君） 質問項目が1件のため、議長の判断で一問一答でよろしければ、そのような形で再質問させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 議長（小泉孝敬君） はい、結構です。
- 1番（江田邦明君） それでは、まず今後のコロナ対応ということで、当局からもやはり8月までは県境をまたいだ移動がないということで、市内経済の循環がこの6月、7月、重要という認識があるということで安心をさせていただきました。近隣市町ではプレミアム付の商品券、また市民向けの宿泊クーポン券等、具体的な施策について報道発表されておりますが、本6月定例会の中の補正予算の中でもそういった項目が上がっておりますので、細かい内容についてはそちらで質問させていただきたいと思いますが、GIGAスクール以外の、そういった市内経済を循環させる仕組みについて、現在考えている施策をお教え頂きたいと思います。
- 議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。
- 統合政策課長（平井孝一君） 市内経済に当たりましては、主に産業振興課、観光交流課を主体とした課で事業を提案させていただいております。名称といたしましては、下田がんバル開催事業、中小企業販売強化支援事業、ワーケーション環境整備事業、OTA等広報強化事業、デジタルコンテンツのPR事業、マイクロツーリズムの事業などが今後の経済維持に向けての施策と考えており、細かい内容については、また委員会等で御説明があると存じて

おります。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 1 番 江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） コロナ対応の事業について御答弁頂きましてありがとうございます。
また細かな内容については、委員会またこの議会の中で質問等をさせていただきたいと思
います。

次に、リーダーシップについてでございます。こちらはそれぞれやはり考え方があると思
います。しかし、今回のコロナ禍におきましては、これまでの危機については世界のどこか
であったり、日本のどこかでということで、それぞれのリーダーを比較することはなかなか
ない状況でございました。今回のコロナ禍については世界、そして日本中のほぼ全ての地域
で危機が発生しており、国民、市民も自分事に捉え、行動しなければいけない状況にござい
ます。だからこそリーダーの発言一つ一つが重要であり、また、他のリーダーと比較され、
市民の皆様の気持ちに大きな影響を与えていると考えております。

私が思うに、現在、こうした危機下においては、市民に寄り添い、意見を聞き、市民の皆
様が今どういう感情で、どういうことが起きているのかを理解し、それを自らの言葉と行動
で共感し、希望のある未来に向かって進むべき道を示す、そしてゴールに向かって歩む姿勢
がリーダーに必要と考えます。

端的に御質問させていただきます。特定の相手であったり、そうした者と戦うときに必要
な力強い剛腕型リーダーと、今、私が述べさせていただいた寄り添う共感型リーダー、今、
コロナ禍において必要なリーダー像はどちらか、市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） それはいろいろ考え方があると思ひまして、剛腕型とか、そういう表
現はあまり適切ではないんじゃないかというふうに思うんですね。いろいろそういう市長に
よっては、いろんなやり方があるということを御理解していただきたいというふうに思いま
す。

○議長（小泉孝敬君） 1 番 江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） それでは次に、期末手当、また報酬の削減等についてということで、
前回 5 月臨時会の中では、議員発議という形で市民の皆様に寄り添い、耳を傾けるというこ
とで、目的としては休業協力金の拡充、そしてなかなか招集のなかった臨時会の開催、そう
いったものが大きな目的にあり、また大型連休を迎える前に、議員、議会として、こうした

市長の言葉をお借りすれば、市民と痛みを分かち合う姿勢を持っているということを発信していくため、4月24日の日に臨時会招集請求と議員発議によりまず条例制定案を提出させていただきました。

市長は5月27日に定例記者会見の中で、6月期末手当の削減ということで専決の報告をされております。しかしその前に、議員4人の有志から招集請求のあった4月24日の時点、そしてまた5月11日の5月臨時会で議員間討論があった時点、そして5月18日、三役の7月から12月の報酬を削減する臨時記者会見のあった時点で、市長の中での心の変化もあったかと思います。それぞれ今申し上げた4月24日、5月11日、5月18日、5月27日の時点での市長の考える市民と痛みを分かち合うという部分についてのお考えをお聞かせ願います。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） それぞれ、私は最初からやっぱり痛みを分かち合わなきゃいけないというふうな感情を持っておりましたので、それは表明の遅い早いはありませんけれども、目的は持っていたということで御理解していただきたい。

○議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 目的は持っていたというところで、やはりこのコロナ禍、そして危機管理下では、同じ目的、思いを持っていても、それを自身の言葉であったり行動でスピード感を持って発信していくことが市民がリーダーについていく、そしてリーダーがリーダーシップを発信していくことかと思しますので、ぜひとも今後のコロナ対応の中では可能な限り早い発信をお願いしたいと要望を申し上げます。

次にでございますが、市民と痛みを分かち合うために専決でされております6月期末手当のほうが既に本定例会でも上程されておりますが、その前に臨時記者会見で発表されました7月から12月までの報酬の削減については、これは次の任期中で継続して上程される意向があるのか。それとも、この6月期末手当の削減が臨時記者会見で報告された内容の代替案というものなのか、その部分をお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 代替案でございます。任期切れ以降の条例は出せないということでございますので、7月から12月までの報酬の削減の代わりに、任期中にぜひ皆さんと痛みを分かち合いたいということで期末手当の削減を申し出たわけでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

- 1 番（江田邦明君） 議員発議の手当の削減については、発議までのプロセス、また全体での議論がまだ足りなかったということで、今回否決となっておりますが、やはり議会も市政運営の両輪として、また今後、議長を中心に協議していただければと思いたく、考えております。

次に、また、リーダー論に関する関連の質問ということで述べさせていただきたいと思います。

- 議長（小泉孝敬君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思いますのですが、よろしいですか。
- 1 番（江田邦明君） はい、お願いします。
- 議長（小泉孝敬君） ここで午後 1 時まで休憩といたします。

午後 0 時 1 分休憩

午後 1 時 0 分再開

- 議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

1 番 江田邦明君。

- 1 番（江田邦明君） 一問一答での質問の最後になります。リーダーシップ及び福井市長のこの 4 年間の任期を凝縮した形での質問となりますので、ぜひとも御答弁頂ければと思います。

いつからかは定かではございませんが、私には今、下田市が二分されているように感じております。市民の心を 1 つにする、これこそリーダーの最大の役目ではないでしょうか。そのため、昔から祭りの再興や地域に根づいたプロスポーツの育成、マスコットキャラクターの醸成など、様々な取組がされております。4 年前の 2016 年当時、福井市長は「ぺるりん」に、市の公式行事には出てほしくないといった思いがあったと聞いております。「ぺるりん」の愛くるしい表情に下田市の紋章をかたどった「ぺるりん」こそ、今の下田市を 1 つにする存在かと私は考えております。

今後、市長は「ぺるりん」を下田市公式の御当地キャラクターとして市町駅伝などの応援など、市の行事に参加し、共に歩いていく考えがあるかどうか、お聞かせください。

- 議長（小泉孝敬君） 市長。
- 市長（福井祐輔君） それは大変重要な問題だというふうに思っているんですけども、私

が問題にしているのは外交上の問題でありまして、本当にペリー提督が下田にもたらしていただいた利益というのは多大なものがございまして、そういう面で私の考え方はちょっと違うというところがございます。そういうところをこれから話し合って一致していければ、一緒にやっていけるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○ 1 番（江田邦明君） 終わります。

○ 議長（小泉孝敬君） これをもって、1 番 江田邦明君の一般質問を終わります。

次は、質問順位 3 番、1、下田市海水浴場の開設と新型コロナウイルス感染症対策について。2、新型コロナウイルスから市民の暮らしを守る支援について。3、新庁舎建設の現状と課題について。4、福井市長の自己評価について。

以上 4 件について、13 番 沢登英信君。

〔 1 3 番 沢登英信君登壇 〕

○ 1 3 番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。

議長の紹介してくれた順に趣旨質問をさせていただきます。

まず、下田市海水浴場の開設と新型コロナウイルス感染対策についてでございます。

開設につきましては、まさに海水浴場は下田の宝であると思います。市民の皆さんは安心・安全な海水浴場の開設を望んでおります。福井市長は 5 月 22 日開催の議会全員協議会では海水浴場を開設しないと発表し、5 月 27 日の定例記者会見では開設するとされました。海水浴場を開設しないの発表は、観光下田のマイナスイメージを広げてしまったと思い、残念に思います。実際は 6 月に見直すとしていましたので、決定をしていないと、未定であると、6 月までは、これが発表すべき内容ではなかったかと思いますが、どうして 5 月 22 日、全協で開設をしないという発表をしたのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

次に、5 月 18 日、下田市海水浴場審議会で具体的にどのような意見や要望があったのでしょうか、お尋ねをいたします。開設に当たりましては、例年どおりの開設期間となるのでしょうか。ライフセーバーの確保など、安全対策はどうでしょうか。浜地の清掃、放送施設などの管理体制についてはどのように進められることになるのか、お尋ねしたいと思います。

さらに市長は、行動制限や入場制限が新型コロナ対策として必要という発言もされております。ぜひ積極的に検討を頂きたいと思います。違法業者対策の重要な柱にもなり得ると思うわけであります。

次に、白浜大浜海水浴場の違法営業対策についてでございますが、下田市海水浴場条例第

6 条、禁止行為がございます。公共的団体以外の方々のパラソルやベッド、飲食物の物品販売、もしくは賃貸または保管物品の購入、賃貸を勧誘すること、たき火や車両の乗り入れ等は禁止がされております。そして第 7 条、中止の指示では、市長は職員をして、その禁止行為を中止させることができるとうたっているわけであります。さらに、従わないときは撤去をさせることもできるとしております。これを市職員がやることになっているわけでありますが、どうして市職員がやるかということになれば、やはり身分がきちりと保障されている市職員がやるべきだと、公務災害による補償が市職員の場合には明確に定められているからであろうと思います。しかし、事務職員が行うことは困難な仕事の 1 つであると思います。このための専門職員を採用し、県警とともにパトロール、取り締まることが大切であります。昨年もパトロールをし、しかし土日 2 時間程度のパトロールでも効果はあったと言えようかと思ひます。そういう点でいえば、きちりこのような体制をつくるかどうかは不法営業対策を根絶する大きな中心的な課題であると思ひます。

次に、海水浴場の整備と条例改正についてお尋ねいたします。白浜大浜等のトイレ整備やシャワーの施設、休息所など、海水浴場の整備が必要と思ひます。トイレもコンクリートが破裂をする、このような状態がありますし、シャワー室がありましても水が出ないというような事態になっているのではないかと思ひます。観光地下田の海水浴場をきちり整備をしていくという姿勢が必要かと思ひますが、現状をどのように考え、どのように改善しようと思ひされているのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、海水浴場に関します条例改正を本年 3 月までに改正すると市当局は明言をされてまいったかと思ひます。タトゥーであるとか、お酒を飲んで大声を出すとか、そういうようなものもきちり取り締まっていかなければならない、改正をするんだと。にもかかわらず、3 月議会には改正案は出されていない。6 月にも出されていない。聞くところによれば、検察庁といいですか、検察官との協議が必要だと、取り締まるということになれば、このような協議が必要だということで報告はありましたけれども、検察官とどのような協議がなされているのか。そして、海水浴場条例をどういう形で改正をしようということが取り組まれてきて、今日、頓挫し、議会の公約が果たされないでいるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症から市民の暮らしを守る支援についてでございますが、御案内のように、既に 1 兆円の地方創生臨時交付金が交付され、下田市では 1 億 1,000 万円からの歳入があり、この議会の補正予算の大きな財源になっていようかと思ひます。既に 2

兆円の国は補正をすると、こういうことでございますので、2億2,000万円からの歳入が予想されてはいかがでしょうかと思います。具体的な市民へのコロナ対策の支援の内容を発表しない限り、計画倒れでこの2億2,000万円もの国からの交付金も来ないということになってまいろうかと思うわけであります。そういう観点から、下田市の経済支援として休業の協力金20万円、4月29日から5月6日の休業に対してでございます。感染予防費3万円を申請した事業者に支給するとしておりますが、その実績について、まずお尋ねしたいと思います。

そして、宿泊業や飲食業、遊漁船等以外の理美容業、フリーランス、マッサージ師や動物病院、魚屋さんや八百屋さん、おしぼり屋さんなど、ホテルや旅館が休業したことによって関連する業者の方々の仕事は全くなくなってしまっているという現状になっていようかと思うわけであります。この人たちへの経済支援をぜひとも市としても検討すべきではないでしょうか。

そして6月19日まで、国や県は県外や他県からの旅行の自粛を求めています。下田市が管理する海岸地や公園の駐車場20か所は6月18日まで自粛を延長すると、こうしているのではないのでしょうか。

3点目として、商店の営業を守る。家賃、地代、光熱水費、リース代等の固定費の給付支援が必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

また、子供たちの学習及び生活支援について、3月2日から5月6日まで約3か月間、休校、休園でありました。給食も遊び場も教育を受けることも中断されていたわけであります。夏休み、冬休みを短縮するのではなく、少人数クラスで行き届いた教育の実践のため、先生を増員して対応できないのでしょうか。まさに大規模校ではなく、小規模校の少人数クラスの教育こそ、今求められていようかと思うわけであります。このような状態の中で、4校の中学校を1校にするなど、コロナ対策とはまさに逆行する政策を福井市政は進めていると言わざるを得ないと思うわけであります。

次に、図書館、市民文化会館、体育施設、公民館等のオープンはどのように進める考えなのか。市民劇場やピアノを教えている先生方など、文化スポーツ団体の担い手を守る施策が必要ではないでしょうか。このような市民会館を使っている人たちに会場費を無料にして、この人たちの活動を援助する、こういう施策もぜひ進めたいと思うわけであります。病院、特に歯医者さんや介護施設、訪問介護士の支援につきましては、まさにコロナ対策の今後の中心課題となる問題ではないかと思います。医療、介護の現場では、休業や利用者減によりまず減収が経営を直撃し、マスクなど衛生用品も不足しているということが報道

されていようかと思います。まさに介護崩壊になりかねないような事態が各地で起こっていることが報道されてまいっているかと思います。市内の介護施設への施策の支援がぜひとも必要ではないかと思います。

7点目としまして、新型コロナウイルス感染症等被害復興資金貸付条例を制定して、無担保、無利子、1件500万円、償還期限を10年とする、このような条例をぜひとも下田市でつくり、市民の営業を支える、暮らしを支える施策を進めていただきたいと。さらにマスクの無料配布につきましては、手作りマスクの製作作業所、障害者や授産施設の方々にこういう製作を提案し、授産施設を応援していく、障害者の皆さんが働く場所が確保できる、こういう施策も併せて進めていただきたいと思うわけであります。

今日の伊豆新聞を見ましても、40%を超える高齢者率になっている。こういう中で、買物難民、買物困難の人たちに移動スーパー等の援助が必要ではないかと思います。

次に、新庁舎建設の現状と課題についてお尋ねをいたします。

先ほどの中村議員の質問を聞いていて、まさに市長及び市当局は、この庁舎についてはまさに精神が廃退している、腐っている、こう思わざるを得ないような答弁で、非常に残念であります。新庁舎本体建設工事の入札を7月から12月にした理由はコロナのためだと。うそを言っては困ると、こう思うわけであります。進入路が確保できないために12月に延ばさざるを得ないのは明らかではないでしょうか。建設用地が確保できましても、進入路が確保できなければ建築ができないことは明らかであります。1月に入札をして、これがもし落札されていたなら、どういう事態になるのかと。業者に賠償金を払うというような事態になってまいったのではないかと思うわけであります。

そして、これらの課題は緊急防災・減災事業債、これの23億円からの事業債を得るために一定の期間があると、本年度中に着手しなければならない。以前は今年度中に造り上げなければならないと、こういう条件であったかと思うわけであります。課長の答弁では、市民の合意がなければ開発許可や、この緊急防災・減災の借入金はできないと、こういう答弁であったかと思うわけであります。市民合意を得なければならない。市民合意を得るということはどういうことなのか。具体的に住民投票等をして、大多数の市民の合意が得られているのか、どういう手続が必要なのか、そういうことを明らかにしていないわけであります。まさに天に唾するような形で進めてきたというのが実態ではないでしょうか。

市長は先ほど12月の入札で30億円にとどまれば、それにこしたことはない、ということも言われたかと思うわけであります。3月議会でどういう議案を提案したんですか。36億

9,000万円もの増額議案を提案して、12月に30億円でできればいいなんて、どの面下げて答弁しているんだと、こう言いたくなるような答弁ではないでしょうか。しかも1月8日、9日のこの内容は、本体工事は17億円以内で造ると、こういうことが議員にも提示されている、業者にもそれは当然届いていようかと思います。それが21億5,000万円だと、4億5,000万円もオーバーしてると、入札金額は。そうなれば、これは入札した業者が悪いのか、設計をした設計屋さんがしょぼいのか、こういうことになるかと思うわけです。そして増額したということは業者が悪いのではないと、設計屋がおかしいんだと、だから設計の計算のし直しをするんだと、こういう結論を、方向づけを当局は私はしたと思うわけであります。しかし、何でそんな事態になったのかということについて、当局の口から、自ら弁明を受けたことが現在ないというのが、その実態ではないかと思えます。

そして何よりも緊急防災・減災事業債のこの起債は、津波浸水想定区域、この現在の庁舎をそうでない安全なところに移そうということで対象になっているわけであります。その対象の先が、県が昨年3月15日に告示しましたように、稲生沢川流域10メートルから3メートルの浸水域になると、庁舎の予定地は2.2メートルも浸水するんだと。そして、設計上は何ら浸水対策をされている設計ではないと。こういう条件であれば、緊急防災・減災事業債の対象にならないと、こう考えるのが普通の考えではないかと思うわけであります。どうしてそれらが対象になり、この事業が進められていくことになるのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに市長は5月22日の議会全員協議会で、廃校となる稲生沢中学校の校舎を使って、新庁舎は1階だけにする腹づもりもあると発言されています。これはまさに今までの設計を白紙に戻すという発言にも聞こえてまいるわけであります。設計費1億3,000万円余の支出と、この4年間の議論は何であったのか。議会を1階に置くだ、3階に置くだ、こういう議論もしてまいりましたが、議会としてもこの議論は何であったのか、問わなければならない事態となっていようかと思います。

新庁舎の建設費は総額30億円以内にと福井市長は公約公言されてまいりました。ところが福井市長は、3月議会で36億9,000万円、予算を提案し、可決となったわけであります。議会が可決しても、自らの公約を破った政治責任はどうお取りになるのか、市長の政治責任ということは大変、私は重いものだと思います。市長がこの責任を取らない限り、下田市は腐った下田市だ、腐った議会だ、改善がされないということになってまいらると思うわけであります。

そこで、福井市長の自己評価について、次にお尋ねをいたします。下田再興を掲げ、この4年近くで実現できたことは、市長は何とお考えでしょうか。また、実現できなかったことは何であったのかと。市長選挙に立候補するに当たりまして、あと4年間で何をしようとお考えなのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

趣旨質問は以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは沢登議員の質問に答えさせていただきます。

コロナ対策の関係で、海水浴場を5月22日の全員協議会で開設しないというふうに言ったと断言をしておりますけれども、それは間違いです。私はしないとは言っていないんです。条件がある。この開設をする条件があるということで、緊急事態宣言が解除されていること、そして安全・安心が確保できること、この2つの条件が整えばやるというふうには言っているんです。だから沢登議員が言う未定であったというのが正しいのかもしれませんが。

そして、これで観光のイメージを損なったんじゃないかというふうなことを言われましたけれども、私は反対に、これだけ安全を重視しているんだということを、それは皆さんに知っていただいたということは、信頼性の向上、そういう面で私はイメージを損なったというふうには思っておりません。安全が確保できることを重視をしているということを皆さんに知っていただきかったということでございます。

次に、新庁舎の関係でございますけれども、これは12月の入札までに開発許可と、そして建築確認、これは取るように今、鋭意努力中でございます。それが実現できるというふうに今、担当者からは報告を受けておりますので、順調に12月の入札が終わって、そして今年度中に着工ができて、緊急防災・減災事業債、効力を維持できるというふうに考えております。

建築費につきましては、今、設計を見直しておりますので、そういった観点からは、その36億9,000万円からなるだけ安くするように考えております。

次に、自己評価でございますけれども、非常に自己評価は難しいんですけれども、私の点数で言えば95点あげたいというふうに思っております。それは、まず就任以来、下田再興に向けた基本方針として人口減対策、観光振興を主体とした経済の活性化、防災対策、3本の柱を掲げて、皆さんに御協力を頂きながら、限られた資源、資産、人材を有効に活用して、予算の編成に関しては選択と集中を念頭に置いたものとして事業の推進に努めてまいりました。

人口減対策としては、移住・交流居住や少子化対策の促進に取り組み、中学生以下の医療費自己負担金の無料化、そしてＩＴ環境の整備、空き家対策、放課後児童クラブの開設、病児保育開設準備費用の助成、住宅リフォーム助成金への子育て支援分の上乗せ等を実施しております。

観光振興を主体とした経済活性化については、公衆無線ＬＡＮの環境整備、そして静岡デスティネーションキャンペーンやワーケーション事業等による誘客増加を狙いとした事業の実施や日露友好交流事業など、新しい視点での施策に取り組み、その結果の１つとして、10年ぶりの宿泊客100万人突破といった成果が上がっているものと考えております。

防災対策では、春日山遊歩道や敷根避難路の整備、デジタル同報系無線の整備、宮渡戸橋架け替え等の公共施設の耐震化を行うなど、下田再興に向けた数々の事業を実現してまいりました。

また、各地区のいろんな観光、環境施設の整備等も心がけてやってきました。特に蓮台寺のしだれ桃の里の整備等、これは観光の１つの目玉となるようなものになってきております。大変、先が楽しみであるというふうに思います。

また、重要課題として、長年の懸案でありました新庁舎の建設と中学校の再編についても、市民と議員の皆様の御協力と御理解の下に軌道に乗せることができました。

また、伊豆縦貫自動車道の建設促進に関しても、私は伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会の副会長として陣頭に立って、名古屋の中部地方整備局、あるいはまた東京の財務省、そして国土交通省、そういうところに要望活動に参りました。その結果として、天城北道路が早期にできたと。そして、河津下田道路に関しては 期工事区間が2021年度には完成するというふうなものに持ってまいりました。そして、今年度は89億円の予算を頂きまして、これは河津下田道路の 期区間のインターチェンジができるというふうに聞いております。だんだん目に見えて我々の夢が実現できるようなものになるんじゃないかというふうに考えております。

また、落合から発します河津下田道路に関しても、県の予算を頂きまして、これも用地収用もほとんど完成したというふうに言われておりますので、これからその延長の工事がなされるんじゃないかというふうに考えております。

また、外防波堤に関しても、毎年５億円程度の予算でございましたけれども、昨年度は５億円プラス２次の補正で４億円がつきまして、この工事もこれからはかどっていくんじゃないかというふうに思います。

次に、実現できなかったことについてですが、これは大変な人口減対策がなかなか思うようにはかどらなかったということで、大体年間400名から500名の方の人口が減っているというふうな状態でございます。その割合も食い止められなかったというのが非常に残念な結果だというふうに考えております。

今後4年間で取り組むべきこととしましては、まずコロナから生き残ること。そして生き残って、V字回復を目指す。これは観光業を主体にした経済活性化を重点にしてやっていかなきゃいけないというふうに考えております。そのほか継続の事業をしっかりと完成させたいというふうに考えます。引き続き三本柱、人口減対策、そして観光業を主体とした経済活性化、そして防災対策、こういう三本柱も推進してまいりたい。そして下田再興を目指すということを念頭に置いて立候補いたしました。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 私からは子供たちへ学習及び生徒の支援についてと、約3か月間の休校に伴い、夏休み、冬休みをなくすのではなく、少人数クラスで行き届いた教育の実践のため、先生等を増員して対応できないかという御質問に対しましてお答えします。

小中学校の児童生徒の学びの保障につきましては、下田市校長会と協議を重ね、時間割り編成の工夫や学校行事の重点化、準備時間の縮減、長期休業期間の短縮や中学校における土曜授業の実施等により、当初予定されていましたが教育課程の履修に必要な授業時間を確保することとし、5月26日に開催されました定例の教育委員会において承認をしていただいたところでございます。

きめ細かな指導、少人数につきましては、令和2年度、本年度ですが、国、県より40人の加配、学び方支援サポーター、外国語指導助手、特別支援教育等を配置していただいております。これに加え、市費として36人の学習支援員等を配置していただきました。そして、日頃から児童生徒の学習支援を行っているところでございます。

また、令和2年5月27日に閣議決定されました国の第2次補正予算案では、児童生徒の学びの保障としまして、退職教員や大学生等、幅広い人材を活用し、加配教員、学習支援員等を配置する人的体制の整備事業が予定されております。静岡県より、より充実した授業内容を確保するために、下田市に対しまして1校につき96時間の学習支援員の配置の内示があり、現在、学習支援員の配置計画を進めているところでございます。各学校で配置していただいております学習支援員とともに、子供たちの学びの保障の充実を図ってまいりたいと思います。

私からは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（長谷川忠幸君） それでは、大きな1項めの下田市海水浴場の開設と新型コロナウイルス感染症の対策について、3つほど沢登議員から質問を頂いておりますので、順を追って答弁させていただきます。

まず1点目の海水浴場の開設についてでございます。5月18日に開催された下田市海水浴場審議会における意見としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を危惧しながらも、一方で下田市として夏期の経済活動の重要性を考えると、海水浴場は状況を見て開設してほしい。開設の判断については6月中旬頃を目安に、全国並びに県内海水浴場の状況を見て判断してほしい。開設するための条件設定については市が決定してほしいとの意見を受けました。

また、同審議会におきまして、下田ライフセービングクラブより、本年度の監視業務につきましては、8月8日以降で、かつ例年の70%体制となる旨の報告を受けたことで、開設時期についても議論となりましたが、地区により状況も違うため、清掃、放送施設をも含め、支部長会などにより検討を進めていくこととなりました。

海水浴場審議会の意見を受けた上で、下田市海水浴場を原則開設しないとしたことにつきましては、下田市全員協議会の行われた5月22日時点におきましては、当市における主要集客エリアであります東京都を初めとする首都圏におきまして、依然緊急事態宣言が解除されておらず、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点と海水浴場の良好な環境の保持及び危険防止の観点におきまして、海水浴場を開設した場合の安全確保を担保することができないと判断したためでございます。

ただし、地域経済性を鑑み、新型コロナウイルス感染症の感染状況が日々変化していく中で、冒頭、市長の答弁にありましたように、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、首都圏内地域の特別警戒都県において緊急事態宣言が解除されていること。市民及び来遊客が安心して遊泳できるよう管理運営体制が整っていること。この2つの条件を満たした場合は、開設に向けて検討を進めることを明言してございます。

その後、5月25日に特別警戒都道府県におきまして緊急事態宣言解除の政府の発表を受け、開設する方向で準備を進めることとしたところでございます。

海水浴場における安全対策の検討状況につきましては、例年取り組んでおります海水浴場の良好な環境の保持及び危険防止に向けた各地元区と協議を進めることとともに、新型コロ

ナウイルス感染症の感染リスクを抑える対応策の指針として、下田市海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドラインの作成を進めているところでございます。

2 つ目の白浜大浜海水浴場での違法営業対策についてでございます。下田市海水浴場条例第 6 条、第 7 条の規定に基づく禁止行為に対する中止の指示につきましては、昨年度から地元区や警察、静岡県、観光協会などの御協力を頂き、白浜大浜の不法営業者対策に特化した検討組織により検討を行うとともに、法的な観点より弁護士相談も実施してまいりました。検討の中で議員御提案の専門職員を採用し、取り締まるに当たることも効果的な方法として検討し、他地域で経験のある民間警備会社とも協議をしてまいりました。一方で、地元区民を雇用して対応に当たっていただく方法も検討しましたが、方針決定に至らず、今回の導入につきましては見送り、来年度の導入に向けて検討を継続してまいります。

3 番目ですね、海水浴場の整備と条例改正についてでございます。吉佐美大浜のトイレ整備につきましては、数年前より要望を受けておりまして、担当課といたしましては継続して検討を進めております。令和 2 年度におきましては、吉佐美大浜公衆トイレ実施設計業務の実施を検討をいたしましたが、地元区と規模、用途等、協議が調っていないため、令和 4 年度以降に見送りとなってございます。また引き続き地元区と実施に向けて、時期等も含め、協議を重ねてまいります。

また、シャワー等の施設の修繕につきましては、その都度、予算の範囲の中で修繕を実施してまいります。

また、条例改正につきましては、海水浴場の整備、利用者の責務、浜地での営業事業者の拡大、中止の指示などに加え、喫煙、飲酒、騒音、タトゥーの露出などの利用者のマナーに関する事項も禁止事項に追加することも含め、健全かつ安全な海水浴場とするため、慎重な審議を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 私のほうから新型コロナウイルスの関連につきまして、市民の暮らしを守る支援ということについて、産業振興課の担当の部分についてお答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の実績についてということでございます。まず休業要請をした部分、20万円のほうについてお話をさせていただきます。こちら御存じ

のとおり、大型連休中の4月29日から5月6日までの間の8日間において、下田市の休業要請に応じまして、店舗、事業を休業していただいた事業者に交付をするものでございます。休業要請は首都圏等の感染拡大地域から観光交流客の流入を抑止することを目的に実施しておりまして、飲食業、宿泊業、観光施設、マリンレジャー業、遊漁船業の5業種、約500事業者を想定してございますが、こちらに要請をさせていただいたというものでございます。

協力金についてですけれども、5月11日より申請受付が開始となりまして、第1回目の交付は5月29日に413事業者分、8,260万円を既に実施しております。第2回目の交付は6月10日に66事業者分、1,320万円を予定してございます。現時点におきましては479事業者分、9,580万円となっております。改めて御協力頂いた事業者、事業主の皆様には御礼を申し上げますとともに、6月30日まで本制度の受付をやってございますので、こちらについて粛々と進めてまいります。

続いて3万円の感染防止分についての実績でございますが、こちら、先ほどの市の休業要請分と、また県の休業要請分の対象以外の市内事業者1,500を想定してございますが、こちらに協力金、一律3万円を配付するものでございます。市内事業者が各事業所で実施される感染予防対策の取組に対して協力金を交付するものでございます。

こちらのほうにつきましては、5月25日より申請受付を開始いたしまして、第1回目の交付は6月10日に257事業者分、771万円を予定しております。こちらも引き続き、より多くの事業者の方々に感染予防対策にお役立ていただけるようにしてまいりますので、こちらの制度のほうは7月31日まで受付をしてございますので、こちらこそまで進めてまいります。

また、対象業種の拡大というお話がございましたけれども、一応今回、今の時点においては緊急事態宣言が5月25日で全国的に解除になりまして、引き続き感染拡大について警戒が必要であるということはもちろん皆さん認識していることだとは思いますが、段階的にそういったステップを踏んで、だんだん回復していこうという流れの中においては、市として市内の事業者の方々にこれ以上、要請を行う、どの業種を対象にということを考えてはございません。今後において、もし万が一、下田市において休業要請を出さなきゃいけないような事態が生じた場合には、感染拡大の防止を第一に関係団体と調整しながら、改めて対象業種などの検討をさせていただきたいと考えています。

また、家賃、地代、光熱水費、リース代等の固定費の給付などについてですけれども、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響は非常に多くの幅広い業種、業者の皆様が影響を受けているところでございまして、こちらについては政府で、国のほうで事業者向けの家賃

補助を含んだ補正予算が検討されていることは御存じかなと思います。また、こちらの補正予算案には日本政策金融公庫ですとか民間の金融機関による無利子・無担保融資の拡充ももちろん盛り込まれてございます。市としてはこれまで協力金の創設ですとか、利子補給の引上げや延長を行ってきたところでございますけれども、家賃に対する給付等、そういった固定費に対する給付等を追加することは現時点で検討してはございません。なので、現時点では、こうした国や金融機関の制度を積極的に御活用頂きたいと考えています。

今後、市内の感染状況の動向によっては、新たに市の支援策を打ち出す必要がある事態となることも想定はされます。その際には、また適切な支援を実施できるように、財源の確保と併せて検討をしてまいりたいと考えています。

また、御提案のありました新型コロナウイルス感染症等の被害復興資金貸付条例などを制定してはどうかというお話でございますが、一応、市の融資制度としまして、既に既存の制度として小口資金の融資制度を従来より市では実施をしております。こちらの制度は金融機関から借入れが困難な方も借りられますように、個人事業主も含めまして小規模事業者を対象に市内で三月以上、同一業種を営んでいることですとか、そういったことを条件に限度額700万円、期間5年以内で融資する制度でございます。融資実行日から2年間、利子補給のほうを行ってございます。こちらの制度、従来からあるものですし、今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方々も御利用頂けるものでございます。なので、現時点でコロナウイルスの対策に特化した事業者向けの貸付制度というものを市で制定することは考えておりませんで、こういった既存の制度、ぜひ皆様に御活用頂きたいなと思ってございます。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（鈴木美鈴君） 私のほうからは、新型コロナウイルスから市民の暮らしを守る支援についての中の図書館、市民文化会館、体育施設、公民館等のオープンはどのように進めるのか。市民劇場、ピアノ教室の先生など、文化スポーツ団体の担い手を守る施策についてでございます。

政府は5月25日、全国での緊急事態宣言の解除に合わせ、新型コロナウイルスへの基本的対処方針を改定し、感染拡大を防止するため、新しい生活様式が定着するまでの間、おおむね3週間ごとに状況を評価し、外出の自粛、イベントの開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和し、感染予防対策の徹底を前提として、8月1日をめどに全面再開すること

としました。当市におきましては、上記の国の基本的対処方針、静岡県の実施方針、その行動制限の決定システムとしてのふじのくに基準に基づくとともに、地域の状況を踏まえた上で3つの密の回避、手洗い等の基本的感染防止策の徹底を図り、施設ごとに作成いたしましたガイドラインを実施していくことで、段階的に施設を再開してまいります。

6月1日から6月18日までの施設の再開状況は次のとおりでございます。図書館、30分以内の貸出し、返却のみ。図書館につきましては5月19日から再開済みでございます。文化会館、公民館、スポーツセンター、吉佐美運動公園につきましては、以下の条件の中で再開させていただきます。県内在住者のみの利用。屋内催物は100人以下かつ収容定員の半分以上。屋外催物は200人以下かつ人と人との距離を十分に確保できること。3つの密の回避、基本的感染防止策の徹底、当日の参加者の名簿の管理を誓約していただいた使用同意書を提出していただきまして使用していただくこととなります。小中学校の体育館、グラウンドにつきましては、児童生徒の感染予防のため休止としております。また、文化スポーツ団体の担い手を守る施策につきましては、持続化給付金等、国の支援策の周知を図るとともに、実態を把握する中で支援の在り方につきましても検討してまいります。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 建設課長。
- 建設課長（白井達哉君） それでは私のほうからは、新型コロナウイルスから市民の暮らしを守る支援についての御質問の中の体育施設のオープンのうち、建設課所管の敷根公園について御説明をさせていただきます。

敷根公園有料公園施設につきましては、屋内温水プールとトレーニングルームを2月29日から、健康広場、庭球場及び弓道場を4月13日から運営を休止しておりましたが、6月2日からトレーニングルーム以外の施設につきまして運営を再開しております。

ただし、全国で緊急事態宣言が解除されたとはいえ、政府発表の新しい生活様式では引き続き移動に関する感染症対策を求めていることから、利用者を市内及び賀茂郡内在住者に限定するとともに、大会、イベントは原則禁止、窓口受付時間を18時30分までとする時短営業。さらに屋内温水プールでは一般利用者人数、時間の制限、利用者の個人情報収集等、一部利用制限での運営を行っております。

また、屋内温水プールでの水泳教室につきましては、運営方法につきまして事業者と意見交換を行っておりますが、当面は一般利用のみの運営としまして、6月19日以降、一般利用者との利用時間の区分、幼児クラスの休講等の対応の上で運営を再開する予定であります。

その後も引き続き新しい生活様式に対応した運営方法を検討しながら、全面再開に向けて段階的に対応してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。
- 市民保健課長（井上 均君） それでは、私のほうからは病院、介護施設への支援及び移動スーパーの関係について御答弁させていただきます。

まず最初に病院業務維持支援の関係でございます。新型コロナウイルス感染症の影響は、全国的に病院経営にも多大な影響を及ぼしております。例えば外来医療に関して感染を恐れて受診を控える患者が増加し、入院医療については新型コロナウイルス感染症に医療資源を重点化するために予定入院、予定手術を延期するなどの動きがございます。全国病院会等、全国の調査によれば、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた病院では、2020年4月の医療利用率はマイナス11.8%に、病床を閉鎖せざるを得なかった病院では、同じくマイナス16.0%まで落ちていることが明らかとなっております。賀茂圏域唯一の感染症病床を有します下田メディカルセンターでも4月、5月の受診者数が同様に減少していると伺っております。また、静岡県保険医協会の緊急調査によれば、県内診療所の8割が外来患者が減ったと回答され、感染リスクを懸念した患者の受診控えが鮮明となっているようでございます。賀茂圏域におきましては、症状が安定している方に対し、電話診療、オンライン診療及び薬剤処方の工夫などをされる病院、診療所もだんだんと増えていってございます。

歯科医院の経営の影響も県内診療所とおおむね同様の傾向のようでございますが、保険診療におきましては、一般的に売上げが減少していない医院が多いとも伺っております。理由といたしましては、新型コロナウイルスの影響で予約がキャンセルはされているものの、仕事や学校が休みになったことで、今のうちに治療しようという方が多く来院しているケースもあるようです。

医療関係等への支援として、政府は緊急医療人材確保促進プランの実施に向けた準備や診療報酬の見直し等を進め、新型コロナウイルス感染症の新たな2次補正予算案が閣議決定されました。この2次補正の中で、医療機関職員や介護職員に対する慰労金、診療報酬の増額などが示されており、今後は国、県の動向を注視し、医療機関への情報提供など、速やかに対応していきたいと考えております。

続きまして、介護事業所への支援につきましては、新型コロナウイルスから市民を守るための支援の一環として、国から様々な特例対応の通知が送付されてきております。具体的に

は介護サービス事業所への特例的な人員基準、介護報酬及び加算への柔軟な取扱いの許認、感染防止対策法への詳細な指導等で運営支援がなされております。御質問のデイサービスの現場などでは、感染リスクを心配した利用控えの件数の増、家族の仕事が休みになったことで利用休止が増えたなどによる利用減少に対し、通所介護事業所のサービス継続支援策が打ち出され、訪問介護の振替、電話安否の確認、サービス提供時間の短縮、サービス提供場所の変更などの場合、一定の報酬算定が確保されるなど、十分ではございませんが、柔軟な取扱いによる減収対策がなされております。市内事業所でも一時は利用者の減少が見られたようですが、現在では改善傾向にあると伺っております。

また、設備支援につきましては、入所系の介護施設に係る簡易減圧装置設置432万円、10分の10の補助率ですけれども、こちらが感染拡大防止に係る支援の連絡が市のほうにありました。関係介護施設のほうへ情報提供を行ったところ、1事業所のほうから要望があり、現在調整をしているところでございます。

また、マスクや消毒薬など感染防止に必要な物品の確保が困難な事業所もある中、常時調査を実施し、県のほうに報告の上、必要数の確保に協力をしているところでございます。

今後につきましても、国、県の支援制度に注視し、介護事業所への有益な情報提供のほうを行っていきたいと考えております。

最後に、移動スーパーの関係でございます。通常の地域包括支援センター業務において、買物に不便があるという高齢者等からの相談を受けることが何度かあります。今回の新型コロナウイルス感染症対応の外出自粛により買物の不便に係る御相談というのは特に見受けられませんでした。現在、市内の一部地区におきましては、民間の業者による移動販売が複数実施されているというふうな情報も頂いております。また、要介護認定を受けられている方につきましては、訪問介護サービスの利用が可能であることを紹介させていただくとともに、介護サービスを利用されない高齢者につきましては、配食サービス及びコンビニやスーパーなどによる商品配達サービスなどの案内をさせていただいております。

私のほうからは以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思いますでしょうか。
- 13番（沢登英信君） はい。
- 議長（小泉孝敬君） 2時15分まで休憩いたします。

午後 2時 3分休憩

午後 2 時 15 分再開

- 議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き当局の答弁を続けます。

福祉事務所長。

- 福祉事務所長（須田洋一君） それでは、福祉事務所からは新型コロナウイルスの被害復興資金の制定、手作りマスクの作成事業、それから買物弱者のための移動スーパーの実現について答弁させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症等被害復興資金の制定でございますが、福祉事務所のほうでは個人の生活支援向けの貸付けについて答弁をさせていただきます。今回の新型コロナウイルスの影響は、就業ができずに経済的に困窮することが要因であり、今般までに就業に係る様々な支援策が取られているところであります。これらの支援策に該当しない方に対しての救済策としての提言というふうに受け止めておるところでございます。

生活困窮に係る相談内容の全ては経済的な困窮に基づくものであり、現在実施している支援を活用することで一定の成果は出ているのではないかというふうに思っております。それでもなお一層の支援を必要とする方については、国の2次補正、国県及び市での追加支援等を講じているところで、これらの動向を注視しながら支援を進めているところでございます。現在のところでは、まだ個人に向けた貸付制度の制定は想定していないということでございます。

続いて、手作りマスクの製作の事業についてでございます。市内には就労継続支援B型事業所として、すぎのこ作業所がございます。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、下田市においてはすぎのこ作業所から物品、役務調達を実施しているところでございます。すぎのこ作業所としては、手作りマスクの作成が可能な事業所ではありますけれども、例年、この夏は敬老関係の記念品等に取りかかる時期であり、またさらに手作りマスクの材料の不足、それからミシン等に從事できる作業員に限りがある等の理由で、実際には製作の事業の実施は難しいとのことでございました。

最後に、買物弱者に対する移動スーパーの実現についてでございます。市民保健課に続き、福祉事務所では特に障害者向けの支援について御説明させていただきたいと思っております。障害者に対する買物の支援等につきましては、タクシーの助成制度を平成4年から実施しております。身体障害者の手帳の1、2級、それから療育手帳のA、それから精神障害保健福祉手

帳の1、2級に該当する障害者の方にタクシー1乗車につきタクシー券を1枚、初乗り運賃分でございますけれども、これを24枚交付してございます。こちらのほうが買物の支援にも御活用できるというところでございます。

なお、またこの事業については、自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は除かれているというところでございます。現時点で公共交通機関のみでは実現が困難な課題が散在し、これらの課題を関係機関と連携して解決し、事業者、利用者、共に安心して円滑に利用できるようなサービスを目指して検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。
- 統合政策課長（平井孝一君） それでは、私のほうからは新庁舎に関することにつきまして答弁させていただきます。

まず、新庁舎建設工事を7月から12月にした理由ということでございますが、これは全員協議会での繰り返しとなりますが、新型コロナウイルス感染症による市内経済の疲弊や市民生活への影響がある中、夏期観光シーズンにおける来遊客の動向によっては、さらに経済的、財政的影響が懸念されることから、その対応することを優先することを想定して、また加えて、社会情勢を鑑みた適正な入札時期を見定める期間も必要と考え、7月入札を見送ったところでございます。12月までと申し上げましたのは、主要な財源となる緊急防災・減災事業債の適用期限が令和2年度中の事業着手が必須となっておりますので、公告期間を考慮すると、入札時期を遅くとも12月頃までに判断していきたいという考えでございます。

進入路用地は確保できるのかという御心配でございますが、ちょっと話を戻らせていただきますと、全員協議会のほうで説明させていただきましたが、当初、進入路用地は水路敷等、駐車場民間用地と位置指定道路用地を使用する形で、1月もその形で入札しました。入札の落札したらどうなったのかと、また後に回答させていただきますけれども、その中で位置指定道路につきましても、庁舎建設として進入路等で利用することに対しては、皆さん、承知し、同意頂いております、それは紙ではありませんけれども。なぜ今回、位置指定道路をちょっと外したということに関しましては、位置指定道路の部分の進入路用地につきましては最終的には市道認定して供用開始を図っていきたいという思いがございました。ただ、その位置指定道路を使うに当たって、その位置指定の中の使い方が市民の話なので、あまり詳しくちょっと申し上げられませんが、二通りの御意見がございまして、双方の意見についてはどちらもいたし方ない、納得するという条件でございました。これ以上、市の庁舎の

進入路用地として使うということは、ちょっと行政が割り込むこともできないと思い、今回、位置指定道路を庁舎の進入路用地としてすることを外すことを決断いたしました。もともと水路敷地につきましては、主に広場としての活用を考えておりましたので、位置指定道路分が使えなくなった分を水路敷のほうに移行して、道路を確保するような計画としていただいて、今、今後その方向に向けて土地の賃借についてもお願いしていきたいという考えでございます。

もし1月に落札していたらどうなっているのかというお話でございますが、当初申し上げたとおり、進入路として使うことに対しては皆様から了承を得たところでございますが、その後の供用開始した後の、繰り返しになりますが、その使い方にちょっと意見が分かれまして、今回の経緯に至ったわけです。そういうことを鑑みますと、入札を執行して、このような事態になったことを鑑みれば、設計変更と開発許可の変更等を行い、今回のような変更をしていたと想定しております。その上で開発許可行為等の権者様に変更に当たって、ちょっとそれは確認していないので何とも申し上げられませんが、着手できる部分、影響しない部分の工事を進めつつ、その変更の手続をしていたものと想定しております。

浸水対策はどのように見直したかということでございますが、浸水する機器等についてかさ上げをする方針でしております。こんなこと言っでは、また言い訳がましく聞こえますが、今回、入札時期を延期した期間も利用して、新たな、もっと効率的でよい方法がないかというものについては検討させていただきます。

稲生沢川浸水想定によって明らかになったことで、緊急防災・減災事業債は認められないのではないかという御質問でございますが、先ほども済みません、中村議員の話と重複しますので御了承ください。まず、緊急防災・減災事業債は地方債同意等基準によりますと、防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業を対象とするとされており、新庁舎建設事業は、運用要綱にあります津波浸水区域にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設及び公用施設の移転に該当することから、当該事業債の適用を前提に事業計画を進めていることは議員も御存じだと思います。その中で稲生沢川の氾濫に伴う浸水想定が出ましたので、その対応としまして、県にはこれまで議員の皆様にも説明させていただいたとおり、災害時の指揮系統を担うエリアを浸水外の3階に集約すること、電気、給排水などの施設類は屋上等に設け、浸水する1階部分にあるポンプを機器類のかさ上げ等の浸水対策をし、1週間程度の施設機能を維持する計

画とすることや、気象予報によるタイムラインを活用した体制づくり、業務継続を構築することを説明し、事業債適用に向け、調整を図ってきております。

その中で県からあった御指摘が、地域に対して安全性と住民合意を得ることが必要との意見を受けております。これにつきましては、河内地区のハザードマップは稲生沢川の氾濫に伴って、どこからどのような浸水が想定され、その中で住民たちはちゃんとその浸水することを意識しているのかも含めて、大きな地域に説明が必要じゃないかという中で、庁舎はその中の防災拠点として役割を果たしていくという旨を住民の人たちには理解してもらうべきだよ。そういったことの御指摘を受けましたので、作成いたしました防災ハザードマップについては、防災のほうでも、ちょっと今コロナウイルスの関係で説明会等が開けていませんけれども、そういった説明をする中で住民の方に理解を求めていきたいと考えていたわけでございます。

今回、また国土強靱化計画をつくってまいりますので、そこでは強いまちづくりということがうたわれております。その中で、その計画に足かせとならないよう、防災拠点としての役割を果たしていきたいという旨を説明していきたいと考えております。

あと、市長がおっしゃいました廃校となる稲生沢中学校の校舎を使って、庁舎は1階だけにする腹づもりがあるといった発言でございますが、市長がおっしゃったのは、このコロナウイルスの関係で疲弊する中、もしこちらの対応をしなければならぬと判断したときには、当然、財源の確保という意味ではなくなる。要は時期的、緊急防災・減災事業債にももう間に合わなくなるだろうと。そういった中では、根本的に計画を見直してでも市民の不安を解消することが必要であるという旨から、できる限り財政の軽減、負担をなくすための1つの例として申し上げたと認識しております。

あと30億円以内という話を36億9,000万円となった、私のほうからちょっと経緯について説明させていただきますが、これは3月議会でいろいろ御指摘頂いているので、議員の方はもう御承知と思いますが、3月定例会においては、建設工事費や電算機器移転等の関連費用の増額によるもの、また委員会の中では、当初、事業計画に当たり、将来の財政負担を鑑み、新庁舎と新中学校の起債実償還額を年間上限1億円とし、事業費30億円として想定していたところもございます。これに対して36億9,000万円となった時点において、その財政的負担のシミュレーションをしたところ、1億円以内に収まるという計画であることを説明させていただいたところであります。とはいえ、本当に議員の皆様から様々な御意見、御指摘を頂いたところであるところでございます。その上で、言い訳がましく聞こえるかもしれませんが

が、令和２年度当初予算については御理解頂き、承認していただいたものと考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 海水浴場の関係でございますが、安全性を重視するがために、この開設をしないと、こういう表現を発表したんだと、全く無責任な発言だと私は思います。開設しないということが安全性を重視することになるのか、全くなんないんじゃないかと思うんです、お客さんは来るんですから。コロナだけの安全性ではない、海水浴場の安全性もあると。全く海水浴場を開設しないと、お客さんが来ないと、東京圏の人は下田に来ないですよと、来てくれるなど、こういう姿勢を示すのであれば意味はあります。しかし、そうでない限り、海水浴場を開かなくても開いてもお客さんは見えると、そして来てほしいという具合にこの審議会の中では言っているわけですね。ですから、審議会の中の状態を聞きますと、例えば須崎の区長さんはライフセーバーに頼っていないので、市がやろうとやるまいと、海水浴場は開設しますよ。田牛の区長さんも開きますよ、こういうことが言われていると思うわけです、審議会の中で。にもかかわらず、開設をしないというような表現が何で市長は取るのかと。市民の心を心としていないんじゃないかと、全く。自分の自己保身のために、開設しなければ安全性が保てるんだと、こんな単純な形式的な論理で議論を展開しているんじゃないかと、こう思うわけです。ですから、こういう姿勢はぜひとも改めていただきたいと。

それから、さらに質問の中で御答弁がありませんでしたのは、この入場制限をするとか、あるいは相撲の観覧の升席のようなことも検討したいよと、こういう発言をされていたかと思うわけです。これはやはり、入場制限をするということは1つの政治的な大きな見解だと思うんです。できるかできないかは知りませんが、そういうことをやろうということは見上げたものだとか、大したことだと思うんですけれども、これが単なるリップサービスで、口で言っただけで内容は全く検討されていませんよと、こういうことであつたとしたら、これは市長の政治姿勢が問われると。検討したことを最高責任者として口にするというのが市長が取るべき私は態度だと思うんです。議会の議員や市民に回して、思いついたことをぼっと言えいいんだという立場に市長はないんだと思うわけです。そういう点で、どういう検討がされたのか、これができる可能性があるのかどうなのかをお尋ねをしたいと。

それからパトロールの意義は課長も認めてくださった。しかし、今年は専門職を雇うようなパトロールはできないんだと、こういう答弁であつたかと思うわけです。毎年そんな答弁

ではなくて、ぜひともそれを今年には実現するんだと。海水浴場を開設しなくても、先ほど中村議員が言ったように、海水浴シーズンになれば、浜はそれこそ誰でもがそこに立ち入っていいということになれば、やはり違法業者のやりたい放題だと言えるような事態が想定されるわけです。そういうことが思いつかないということ自身が私は現実を見ていないと思うわけです。そういう観点からいえば、是が非でも海水浴場は開設をして、きっちり市民の安全とコロナ対策を進めていくという、この基本姿勢を崩しては駄目だと私は思うわけです。こういう強い決意を市長に望みたいと思うわけです。残念ながら、そういう姿勢があっちこち、ぐるぐる動き回っているんじゃないかと。したがって、やるだ、やらないだなんていうようなことが起きていると、こういう具合に私は見るわけであります。

次に、コロナ対策についてでございますが、この5業種、20万円の業者が479件、5,580万円からの交付をするということは、大変この実績からいっても市民の評価をされていると、こういう具合に数字的にも言えようかと思います。御苦労さんでした。しかし、この3万円の予防費のほうは1,500件予定して257件ですか、77万1,000円だと、こういう報告では、これはちょっとどうなのかなと、評価といいますか、市民に知らしめられていない、評価されていないと、こういうことではないかと思います。

そして、新型コロナウイルスの9点にわたります私の提案は、再び休業補償をしろという意味ではなくて、もう大変な経済的な不安が押し寄せてきているので、それに対する支援というものが必要ではないのかと、こういう観点からでございますので、ぜひともそういうものは既にできている制度でいいんだというようなことではなくて、新たな制度や体制をつくっていくということを心がけて要望したいと思います。特に学校の先生方については、国や県の派遣で、一定部分の先生方の補填がされているというような報告を頂きましたので、一番安心をしている部分もあると思いますが、より一層、そういうような仕組みを前進させていただきたいと思います。

それから、ポイントを庁舎建設に絞ってお尋ねをしたいと思います。そもそも進入路議論をしておりますが、建物を建てる場所の進入路というのは、建設敷地と同じような位置を占めている土地であると、ある場合にはそれ以上の土地であると、こういう具合に思うわけです。そして、26億円のと、平成30年7月、あるいは平成31年3月議会においても進入路については交渉していて大丈夫だと、心配ないと、そういう返事を頂いているよと、まだ契約は結んでいないけれどもと、こういう答弁だったものが、とんでもない事態になっているんじゃないでしょうか。駐車場と水路の上を使うというような計画は当初なかったわけです。

開口している水路の上を入り口として果たして使えるのかと、こう思うわけです。

そして、その現在の駐車場は、貸してくださるという賃貸借契約が結んであるからいいんだと。しかし、それは当局自らの説明においても、開発許可の申請をすることはできるけれども、実際に庁舎が供用される段階になったら進入路は市有地でなければ駄目だと、こういう言い方をしていたと思うんです、説明が。その説明が違うのかどうなのか。そういうことになれば、進入路は確保されていないと、土地が確保されていない状態の中で設計屋に設計を頼んで、1億3,000万円余を使ってやってみても入るところがないと。こんなとぼけた、おかしい仕組みでいいのかと、何でこんなことが起きてくるのかと、こう思うわけです。開発許可を現在出していないですね。どういう訳で開発許可を出していないんだと。一度出したけど取り下げたということを報告されていますので、この議会の取りあえず答弁をして、この議会が終わればいいんだと、内容はどうでもいいんだと、次のときでまた勝負だと、こういう姿勢では市長も課長も議論にならないと思うわけです。まさに庁舎の建設は頓挫をしている、できなくなっているというのが現実じゃないんですか。進入路がない、緊急防災・減災事業債が借りられるかどうか分からない。この2つが大きなポイントだと思うんですけれども、23億円も借りようというのが。それがどう確約できるのか。

そして3月議会では、7月に入札をしたいと、そして8月から18か月かけて、年を越えた1月に完成して4月から供用開始したいんだと、こういう具合に言ったかと思いますが、これが12月に入札ということになると、時期はどうなるんでしょうか。18か月でできるのかどうなのか。12月の入札も落札できるのかどうなのかも確約がないというのが現状じゃないんでしょうか。何で1月の入札が不調に終わったのかの原因が明らかにできない限り、12月においても同じ事態が起これば、こう考えなければ、心配しなければならないと思うわけです。そういう心配はしていないのか。

そして市長は7月に精いっぱいやって、7月に入札できるようにするんだと、3月議会で答弁しているにもかかわらず、それについては政治責任まで取ると、こう明確に表現している、発言しているにもかかわらず、弁明や陳謝の一言もないと。議会と当局の関係がまさにいびつな腐敗した関係になっている。どうでもいい議論になっているんじゃないか。議員が一生懸命議論して、こうしてほしい、ああしようということが通らない事態。議会の一般質問の時間さえ終わってしまえば、それでいいんだと、こういう事態に残念ながら私はなっていると思うわけです。この責任の多くは、やはり市長及び当局の姿勢にあるんじゃないかと思うんですけれども、どのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） まず、新庁舎の建設につきましては、これはちょっと時期が遅れているという認識で私はおります。何も頓挫しているという認識は持っておりません。事務上の問題で入札の時期を遅らせた。やはり7月にやろうというふうに努力したんですけれども、何度も御説明させていただきますけれども、コロナの経済対策のために財源を確保しておかなきゃいけないということで12月まで繰り延べして様子を見るということにしておりますので、そのところは御理解していただきたいというふうに思います。

進入路につきましても、その駐車場の所有者とも確約しておりますので、これは賃借でも全く問題ないということを経営から説明を受けていますので、そのとおりに進めていきたいというふうに思います。

また海水浴場の開設に関しましては、現在は開設する方向で進んでおります。いろんな問題点があります。やっぱり三密を避けるということを念頭に置いて、いろんな処置をしなければいけないというふうに考えているんですけれども、いろんな対策があると思いますけれども、1つはやはり人数を制限するということが必要じゃないかということで、例えば海に来ていただくのは宿泊者に限るとか、日帰りで帰る人はもう入らないと。それも入場制限をやっぱり設けなければいけないということでございまして、白浜大浜とそして吉佐美大浜を除いたら、入り口は1か所しかないところが大多数です。そういうところで例えば宿泊証明書とか、そういうものを見せてもらって入場していただくとか、また白浜大浜と吉佐美大浜に関しては、1か所に入退場口を設けるとか、そういうところを検討をしております。まだ成案がありませんが、そのためにまた、浜地を区切って表示をする、この間に、この面積の間に何名入るとか、そういうところで三密を避けるというふうな工夫をしなければいけない。それができるかどうかというのもこれから検討しなければいけないということでございますので、宿泊業者の方々、観光協会の方々、皆さんといろいろ協議しながら、それが可能かどうかというのを突き詰めていきたいというふうに思っております。

また、沢登議員もいい知恵がありましたら、ぜひ拝借したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（長谷川忠幸君） 今、市長の答弁ございましたとおりですね。第一に安全を考えた中で、市長が海水浴場をやりたいという思いから発言して、その検討を、先ほど答弁

した中で、ガイドラインをつくって支部の方と検討していくということでございます。

あと、条例の話でございますが、この条例につきましては、浜地での安全とその不法営業者の対策という特殊な条例といたしますか、そういう条例に当時つくった人の思いがあるのかなという、それは沢登議員のほうで御存じだと思うんですけど。その中で、今回はコロナ対策での安全をできるかどうかを第一に考えて、開くか開かないかということになるのかなと思います。開いたときに、また議員おっしゃった、そこに持っていくと。その辺の対策につきましては、条例改正ができなかったと、申し訳なかったと思っていますけど、私、ちょっとこの4月に来て、何でできないのかというやつをちょっと見てみたんだけどね、すみません、言葉が悪くて。中で、この6条、7条の絡みがございまして、7条で従わなかったときの警告書等を出した中で、それが証明できないもので、次に行けないようなやつだったのかなと思って、その部分もよく見たら弁護士相談の中で、その条文についても、警察等と、警察が、言葉はちょっと悪い、動きやすいような条文とか、はっきりしたのに変えていったほうがいいよという御指示も頂いてますもんで、ちょっとコロナで接触ができなかったんですけど、その辺を一步一步というか、課題をクリアしながらちょっと進んでいこうかなということだと思っています。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 私のほうから、開発許可をいまだにしない理由ということでございますが、冒頭に7月入札を延期したのはコロナの関係で、入札時期を見送らなきゃならないという議論から始まりました。その中で延期をしようというところで、今回土地のことについても全員協議会で触れさせていただいておりますが、そこら辺のことを議員の皆さんにもちゃんと理解していただき、その上で開発許可申請を出し、順次手続をちゃんと滞りなくやり、12月の入札に臨んでいきたいという姿勢でございますので、順番が違うだ、どっちのせいだろうという御指摘がございしますが、そういう気持ちであります。

沢登議員の言われた、同意が得られなくても開発行為ができる云々というお話ですが、開発行為は3分の2以上の同意があれば開発行為ができると。その後に、前回の計画におきましては、位置指定道路も含めて市道認定を目指しておりました。市道認定をするに当たっては、全ての方の同意が必要ということを申し上げさせていただいたことだと思っています。

以上です。

それで12月になったときに、時期については当初見込んでいたのは18か月ということは変

わりませんので、今回、仮に12月ということになれば、5 か月遅れるということになります。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 海水浴場条例の7条の中止の指示等々は、実際、業者に浜の中に持ち込んだものを撤去させるという方法等、書いてあるかと思います。そしてまた、ある場合にはそれを代理執行といいますか、市の職員が持つておくこともできるんだと、こういう文章になっていようかと思うんですが、実態はそんなことしなくてもパトロール隊や警察官の皆さんが持ち込んだところを取り巻いて、借りに来たお客さんに、こういう不法の営業だから借りちゃ駄目よと言えいいだけのことであって、実態は。本当にそれをきっちりただしていこうと思えば、やり方は幾らでもあると思うんです。その1つは、やっぱりきっちり取り締まるという姿勢と、取り締まる人を確保すると、ここがポイントなんです。そして、そういう実績は去年のパトロールの中で現実的に僕はなっていると思うわけです。それを意識的に見過ごしているというのが当局の姿勢ではないかと。そして何といっても1万枚のマスクの返済でんまつではありませんけれども、実際にやっている会社の責任者、この事業者と市長自身が話し合って、違法なことはしないというような、させないというような姿勢を示すと、そういうことが必要だろうと思うんです。下のほうでは勝手にどんどん若者を雇って、この業者はやらせておいて、やらせている本人の責任者と市は話合いを持つ姿勢を取らないと。それは誰であるかを特定して、その責任者と話合いをするという姿勢が必要だろうと思うわけです。そして、この渡邊哲也なる人ですか、株式会社MASTについては、その大きなチャンスであったわけです。まだチャンスはあって、どこの会社だって分かっているわけですから、そういう人たちとの話合いをきっちりこの際、市長自らがしていただくと、こういうことを要請したいと思います。

それから、この庁舎建設の現状は、市長はただ時期を延ばしただけだと、そんな生易しい事態じゃないじゃないですか、この実態は。まさに頓挫している状態じゃないですか。前にも後ろにも進まないような事態じゃないですか、状況は。どういう訳で取らなければならない開発許可を提出していないの、今から出すですよという、こういう答弁しか来てないでしょう。出していないんでしょう、出しているんですか、開発許可。そして開発許可は3分の2の、道路位置指定の部分かもしれませんが、許可があれば出せるんだと。全くその弁明をするための答弁でしかない。問題を解決しようという答弁ではないじゃないですか。最終的に庁舎ができ上がったときに、それを市の進入路にするためには、市の土地にしなければならないという具合に説明してるでしょう。道路用地として認定するには市の土地にし

なきゃなんないと、3分の2の了解では駄目ですよと言ってるわけですから。まさに進入路というのは、進入路という言い方をしていますけれども、その実態は建設用地と同じ土地だと、こう考えなきゃなんないんでしょう、分かりやすくするには。その建設用地、大事な入るための建設用地が下田市の手に入っていないというのが現実でしょう。違うんですか。したがって開発許可も建築確認も出せないような事態にとどまっていると、私はこう見るわけです。そのこの見る見方のどこが違うんだと聞いても答弁は返ってこないというのが現状。

そしてまた、この23億円からの、40億円かかるうちの23億円は、この緊急防災・減災事業債を借りようと、こういう計画になっているわけですね、ちょっと大ざっぱな言い方で恐縮ですけど、言えば。それが借りられるか借りられないかというのは、この計画が進むか進まないかの大きな柱の1つですよ。それが借りられない可能性が僕はあると思っているわけです。なぜなら東海地震等の地震による水害、津波から逃れるために河内に行ったところが、今度は県はそこは水没地ですよと、こう言っているわけですから。水没地ではいけないということが1つ。

水没地に建てるのであれば、それは設計段階から水没地でもいいような設計にしなければならないと。ところが当局の言っているのは、とにかく3階に電気製品や等々は持っていくからそれでいいだと、小さな設計変更で済むんだと、そういうことを減災・防災の対象の人たちが、ここの議会ではそれで言い繕われるかもしれませんが、公的な機関でそんな理屈が成り立つのかと聞いているわけです。そういう話合いをしているんですか。そして、そういう回答をどなたからもらっているんです、それでいいんだという回答を。お尋ねします。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（長谷川忠幸君） その専門の職員を雇ってという専門がなかなか見つからなかったということがございます。ですからね、条例改正とともに、その辺は考えていきたいなと。そうしないと出口が見えない条例になっていますので。その辺は御理解するのかわからないのか分からない、すみません。

それですね。

○13番（沢登英信君） 全国に募集してくださいよ。

○観光交流課長（長谷川忠幸君） それでマスクの関係ですけども、ごめんなさい、もらったときも返したときも、私、いなかったもんで。それから先にこの緊急事態宣言で来いとは言えないし。この夏、その人がいれば、市長の前に私が、中村議員、分かっていると思うんですけど、紹介していただき、ちょっと話をしてみたいなということで考えてございます。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 私の説明が分かりにくくて大変申し訳ございません。3分の2の同意が必要というのは、前回の計画時点におけるお話でございまして、今回提案していただいているものにつきましては、民間駐車場の方も合意は得ております、同意書ももらっております。水路敷については市の建設課のほうの所管になるんですけど、そこについても協議しております。なので土地については問題ないとした中で、開発行為を提出したいんですが、これについては前回、議会の皆様に承認を得ている計画とは異なっておりますので、そこについてちゃんと土地賃借の補正予算を計上し、認めていただき、ちゃんと承認を頂いたのもって開発許可を出したいということでございますので御理解をお願いいたします。

なお、緊急防災・減災事業債につきましては、先ほど申し上げたとおり、要は浸水を受け、下田市が防災としてどのような形を住民に説明していくのか、どういう形を持っていくのかを住民に伝えることがまず大事だよということを申し上げた中で、先ほど申し上げたように、そういったハザードマップとか、その浸水区域の危険性を住民に理解してもらいつつ、庁舎の機能、防災拠点としての役割について説明していくべきではという御指摘を受けておりますので、その条件をクリアすることが、その緊急防災・減災事業債の適用になるものと考えて今、手続とか調整を図っているところでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 確認しますけれども、じゃあ駐車場のところの同意を得ているということは、予算措置はもうされているのか。それとも新たにこの購入するための予算要求をしているんですよと、していますよと、こういう理解でいいのかと。市の土地としてこの駐車場は買えるようになっているんだと。それが同意の内容かどうかを確認いたします。

それからもう一つ、水路の上を使っていいのかということを何回も聞いていますけれども、その返事がございません。下田南伊豆線ですね、南伊豆へ行く、岩下からの真ん中の道ですけど、ここに川がありまして、この川を何とか利用して道を拡幅できないかと、こういう話を県土木等へ持っていくと、河川の上は蓋して道にしてもらっちゃ困るよと、こういう返事が返ってくるわけです。市がやったらそういうことができるのかと、こういう疑問が出てくるんですけど、その返事が全くございませんのでお尋ねしたいと。

それから、この市民に説明して納得してもらうことが必要なんだと、こういう答弁をされていますけど、市民に説得し、納得してもらうというのは、具体的にどういうことを言って

いるのかと、どういうことを県や国から指示されているのかということを知りたいと思います。先ほど、じゃあ市民による全体の住民投票みたいなものが必要なのかと。ただ、区長さんが連名でよろしゅうございますよという同意書を出せばいいのか。どういうものを、先ほどは強靱化の説明とハザードマップを配ればいいだみたいにも聞こえるようにも捉えましたが、この条件というのは具体的に何をどのような指示をされているのかと、内容が全く私の立場から言いますと説明されていないような気がするわけです。明らかにしていただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） まず土地の賃借の件ですが、開発申請に関しては既に文書において同意を頂いております。ただ、その上で今回、賃借という形を取り、代替用地を確定していきたいという考えですので、まずその予算について、土地賃借の契約はしていません。それを今度、議会の皆様に審議していただき、ちゃんとその予算を認められた上で、それをもって開発行為を出していきたいということでございます。

県からは何を指示されている、具体的な指示は、要は住民に合意を図れということをお願いしていますが、区長さんが同意をもらえだとか、住民投票をやりなさいということの具体的な指示まで頂いてません。あくまでも市がどういう姿勢で、どういう形で住民の、地域の河内の方に説明をして理解をしていただくか、それは市のやり方として判断していただきたいというふうに認識しております。その上でハザードマップとかそういった浸水区域、稻生沢川が氾濫することについても説明して、その中で防災施設として、拠点としての役割を説明していきたいという考えでございます。

以上です。

〔「水路」と呼ぶ者あり〕

○統合政策課長（平井孝一君） すみません、水路についてなんですが、あそこは河川、水路というのは青線なんですけれども、そこについてはボックスカルバート等、整備することによって、今よりも流速的、流量的にもよくなると私は思っております。その上で庁舎として有効な進入路として活用していきたい。同じ市なんですけれども、そういった水路管理者とは協議をして、大丈夫だよと、管理上問題ないということで進めているところでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 何回もくどくて恐縮でございますが、よく分からないものでお聞き

します。市長にお聞きしたいと思いますが、県の指示で住民合意を得なさいという指定を課長は受けたと。市長のその住民合意の内容というのは、自ら考えなさいよと、こういうような内容であったと、こういう答弁でございますので、市長が考える住民合意というものはどういうものなのかと、市長の見解をお尋ねしたいと。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 今、担当が申し上げたとおりで、河内の方々に御理解していただくということで私は認識をしております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員、残り5分です。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この緊急防災・減災事業債で、庁舎ということからいえば、河内の人だけが使うようなものではないと、こう思うわけです。当然、住民合意といえば、下田市民の全体の合意を図ると、こういう姿勢が必要ではないかと思います。市長の姿勢は、まさにそういう意味では片手落ちの姿勢ではないかと、ぜひとも改めていただきたいという具合に思います。

それから再度の指摘で恐縮でございますが、コロナ対策と言うんでしたら、12月に延ばすと言うんでしたら、約2億7,000万円のこの建設資金の積立て、今年度予定していますよね。これは直接的に12月までは使わないわけですから、下手をすると3月まで使わないということになるかと思うわけです。そういうことからいえば、この2億7,000万円は積立てをせずに組み替えてコロナ対策のために使うと、こういう予算を提出してくる市であるのであれば、コロナ対策のためにこの庁舎の建設を先延びさせているんですよと、こういうことが論理的に成り立つかと思いますが、庁舎建設に関わる予算は指一本触れずに置いて、ただ入札だけを7月から12月に延ばして、コロナ対策のためにやっているんだと言ったって。その実態は進入路等に絡んで開発許可等が申請もできないでいると、12月までに何とか申請して、入札をしたいと、こういうところが実態じゃないんですか。本当のことで議論をするというのが議会だと思うんです。それを開発許可はいいけれども、道路の段階の許可になったら駄目ですよみたいな禅問答みたいなことの議論をこの議会ですて、この議会を乗り切ればいいんだというような姿勢では本当にいい庁舎は建設できないんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。本当に安くて市民の役に立つ、市民が納得づくでこの建設に賛成をしてくださるような、そういう案に本当にしようとしているのかどうなのか、再度お尋ねし

たいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 沢登議員のおっしゃることもよく分かるんですけども、しかし当面は夏の海水浴場の開設ができなかった場合は相当な経済支援をやらなきゃいけないことも考えなきゃいけないということでございまして、それを無視していいと言うんなら進めますけど、もう無視できない状態じゃないですか、今。そういう点で、本当に財源として使えるのは、もう財政調整基金もほとんど底をつきかけていると。建設資金の中のそれに出したふるさと納税分、そして財政調整基金分、そういうところをまた緊急の事態に組み替えて使わなきゃいけないと、そういうところを御理解していただきたいというふうに思います。両方できればそれはいいんですけども、なかなか下田市の財政としては非常に困難なところでありまして、まず最初にコロナから生き残ること、市民がそういう生活をしていただかないと、市民あつての行政ですから。市民をまず第一に考えて、その財源を保持しておきたい、そういうところを御理解していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） これでこの点は終わろうと思いますが、そういう意味では2億7,000万円のこの建設積立金の資金、それから国から地域創生臨時交付金が2兆円ということになれば2億2,000万円、ですからこれだけで4億円ぐらいと。下田の財政の中で財政調整基金がゼロになったということはあるわけです、経験の中でも。それほど深刻な事態が今、このコロナの災いというのは迫っているんだと、こういう認識が私は必要だろうと思うんです。やがて、先にそれが来るから、今やらないのではなくて、市長がそういう考えであれば、この建設は当面ストップしますよと、本年度はやらないと、そういう発言をしたらどうですか。12月に入札するなんていうことじゃなくて、12月にどう見たって入札できないんですから、やれないというのが実態じゃないですか。そうだとすれば、この資金をコロナのために全面的に使うと。一番いい使い方は何か研究しなさいよ、課長さん方と、こういう具合な指示を市長にお願いをしたい。

それから最後になりますが、市長がこの4年間の採点は95点だと、私は大変甘い点数ではないかと思うわけですけども、市長は一生懸命やると言っているわけですので、それを非難することはない、一生懸命やっていただきたいと思いますが。

そういう意味でいえば、オリーブのまちづくり、市長が掲げたのはどうであったのかと。

それから市長は最初、この女子マラソンをやるよと。これはしかも下田だけじゃなくて伊豆半島を含めてやるよと。市長のリーダーシップに大変多くの方々が期待をしたわけです。素晴らしい市長だと、ぜひ女子マラソンやってほしいと、スポーツ振興、観光にもつながるよと。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員、時間です。

○13番（沢登英信君） すみませんね。

残念ながら、それらの市長の公約が95%できていないというのが僕の判断です。いかがでしょう。

○議長（小泉孝敬君） 以上で。

○13番（沢登英信君） 答弁はないのかな。議長、答弁。市長答弁頂きたい。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） そういう公約もしましたけれども、大変困難だということが分かりました。それと、トライアスロンとかマラソン、公道を使って競技をするということは、特に伊豆半島は迂回路がございませんので、それは大変、警察ともいろいろと調整しましたけれども、なかなか無理だということが結論で出ましたので、それは御理解をしていただきたいというふうに思います。初めから諦めたんじゃないで、努力はしましたので、そのところは御理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

○議長（小泉孝敬君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

御苦労さまでした。

なお、この後、3時25分からこの場において各派代表者会議を開催しますので、代表者の方はお集まりください。

午後 3時13分散会